



Global Business Dialogue on Electronic Commerce

消費者信頼 インターネット決済

2002年10月29日

議長：
(アジア/オセアニア) 日本電気
取締役専務
金杉 明信

議長：
(欧州/アフリカ) Claus Mangold
CEO, DaimlerChrysler Services(debis)
Board Member, DaimlerChrysler

議長：
(米州) Carleton S. Fiorina
Chairman & CEO
Hewlett Packard

1. はじめに

ビジネスツーコンシューマー（B2C）の電子/モバイル商取引には、適切な決済システムの実現が要求される。したがって、電子/モバイル（e/m）決済システムが強く必要とされている。

既存の決済システムの多くは、紙（現金、小切手）を使用していたり、領収書上に手書きによる署名を必要としている為に、e/m 商取引環境で利用することができない。クレジットカードに代表される旧来のシステムの中には、販売事業者が手書きの署名を強く要求しさえしなければ使用できるものもある。ただしこの場合は、詐欺行為が行われるリスクが増す。その場合には販売事業者が損失を被るとともに、（紛争が生じた場合には）消費者の側にも不都合が生じる可能性がある。

これまでの数年間、特に e/m 商取引での利用を目指した新しい決済システムが数多く考案されてきた。しかし残念ながら、これらのシステムには（販売事業者数においても顧客数においても）十分な加入者を獲得できたものはない。これらのシステムの幾つかは、十分な収益を上げられなかったためにサービスを既に停止している。現金に代わる電子マネー（デジキャッシュなど）はよく知られている例である。また、国境を越えた決済手続きを国内の場合よりはるかに煩雑（かつ高コスト）にしてしまう法的要件や金融システムの違いが今でも存在している。その結果、未だに決済システムが e/m 商取引のボトルネックとなっている。

GBDe は、インターネット決済システムの障害となっている問題点を特定し解決策を模索するために、東京総会後もインターネット決済に関する調査を継続してきた。

2. インターネット決済の現状

GBDe 独自の調査結果に基づき、現状を述べ、インターネット決済における幾つかの動向を取り上げる。

2.1 インターネット決済の種類

現在、ほとんどのインターネット決済システムは、クレジットカードまたは口座引き落とし（この場合、銀行口座の開設が必要）に基づいている。一般的に、クレジットカードに基づくシステムでは、口座引き落としによるシステムよりも取引コストが高くなる。一方、口座引き落としによるシステムは国境を越えた取引には利用できない。

新しいインターネット決済システムの多くは、携帯電話などのモバイル機器を利用している。

これらの中には、電話会社の課金機構を決済のために活用しているものもあるが、認証目的のためだけに携帯電話を利用するものもある。

銀行口座やクレジットカードを必要としないプリペイド方式のシステムもわずかながらあるが、市場において十分なシェアを獲得するには至っていない。

クレジットカードや、銀行口座、モバイル機器を利用したシステムの他に、ソフトウェアのインストール、新しいハードウェア（ほとんどがスマートカードリーダー）の取り付け、またはこれ迄の取引に於いては銀行で口座を開設することに相当するオフラインでの初期手続きを必要とするシステムもある。何らかの登録手続きが周期的に必要で、オンライン（この場合手続きとすぐの利用が連動する）で行われるものもあるようだが、多くのシステムでは正式な登録手続き（この場合には手続きとすぐの利用が連動しない）を必要とする。インターネット決済システムの中には、スマートカードなどの特別なハードウェアをトークンとして必要としたり、カードリーダーを必要としたり、あるいは紙の TAN (Transaction Authorization Number) リストや特殊な SIM (Subscriber Identity Module) カード、または電子メールアドレスを必要とするものもある。

2.2 信頼性と詐欺行為からの保護

世界の異なる地域においては、様々なシステムが存在し、地域毎に異なる法制度が施行されているので、信頼性について一概に述べることはできない。殆どのインターネット決済システムでは、顧客のリスクの大きさは現実の世界における同じ様にカードの紛失に伴う一定補償額までに限定される。販売事業者または決済サービスプロバイダに損失に対する責任があるかどうかは、両者間の契約内容次第である。一般に、取引手数料の引き上げで補償手段を確保するか、或いは販売事業者に一定のセキュリティ対策を講じさせることで、インターネット決済サービスプロバイダは損失を埋め合わせることになるだろうと言われている。

詐欺行為からの防御のために、ほとんどすべてのインターネット決済システムは、エンドツーエンドの暗号通信の為に SSL (Secure Socket Layer) のような暗号化手法を使用している。幾つかの決済サービスプロバイダは、一般的な顧客認証手段によるほか、携帯電話番号と PIN (暗証番号) による顧客の特定と認証を行なっている。さらに、プロバイダによっては、消費者評点、クレジットカード認定、しきい値監視、または詐欺行為発覚後に行為者をインターネット決済システムから排除するなど、詐欺行為からの特別な防御手段を講じているものもある。

2.3 国際性

クレジットカードによる決済に話を限れば、これは世界中のどこからでも効率的に処理が可

能なので、クレジットカード決済を採用している場合には、インターネット決済システムは国際的に十分に機能する。それ以外のシステムではサービスの有効範囲は、1～2の国に限定される。

2.4 課題

個々の決済システムを利用する顧客数が十分でないということが、今でも主要な問題である。決済サービスプロバイダによると、これは、消費者による信頼感の欠如、消費者の習慣の変化の遅さ、およびシステムへの人々の関心を高めるのに必要な既存ユーザー数（顧客および販売事業者）の不足によると云う事である。結果として、決済サービスプロバイダは投資に見合う十分な収益が得られないことを恐れる。

さらに、適切な基準の欠如も、インターネット決済システムの普及を阻む一因となっている。オープンでグローバルな標準の欠如、インターネット決済システムと従来システム間の相互運用性の欠如、更には標準化された適切な消費者機器および基盤の不足により、運用可能なインターネット決済システムの普及が妨げられている。

セキュリティ全般に関する問題（特に、信頼性があり低コストのユーザー認証用設備の不備）が、多くの決済サービスプロバイダの懸案となっている。

最後にこれも又重要なこととして、国際貿易規則が調和していないことや、中央銀行システム間の相互運用の欠如も、インターネット決済システムの進展を阻んでいる。

3. 概観

3.1 十分なユーザー数の問題とそれがもたらすもの

すべての決済システムが、十分な数の販売事業者と顧客を引き寄せることが出来ないと云う問題に直面している。明らかに、ユーザーにとっての決済システムの価値が、そのシステムをサポートする販売事業者の数に応じて劇的に増大する。したがって、必要ユーザー数を満たす十分な参加者が必要となる。新しい決済システムに加入することは、販売事業者（システム取込み費用）だけでなく顧客にも負担（初期手続き）がかかる。これが新しい決済システムの普及を妨げる原因になる。十分な数のユーザーを獲得できなければ、システムがいかに優れていても、加入のための費用が期待される収益を上回ることはない。

過去5年間に多くの決済システムが開発されたが、いずれも必要ユーザー数問題を解決することができずに姿を消す結果となった。こうした淘汰の過程を経たにもかかわらず、e/m決

済市場は今でも分裂している。

そのため、ほとんどの顧客と販売事業者が、クレジットカードや伝票のやり取りによる旧来の決済手段を好んでいるのが現状である。ところが、これらのシステムは e/m 商取引を念頭に構築されたものではない。伝票を使用する場合には、メディアの使い分けを要する (EBPP (Electronic Bill Presentment & Payment) を介して電子的に提示されない場合)。そして販売事業者側に全リスクを負わせることになる。クレジットカードの場合には、決済が署名によって認証されることがないので、詐欺行為の問題に直面することになる。

であるからして、決済基盤を構築する必要があるのに、十分なユーザー数を獲得する事が出来ない問題が、今のところすべての開発された e/m 決済ソリューションにとっての障害となっている。

過去に PKI のように電子取引における認証を実現する基盤が存在していれば、その基盤の上にインターネット決済システムを構築できたと考えられる。各決済サービスプロバイダが新しい認証基盤を独自に構築しなければならない状態にある限り、十分なユーザー数を獲得するのは困難である。この見地に基づいて導かれた GBDe の結論は、共通の認証基盤を構築することが電子商取引の将来を左右する大きな課題であって、個々の決済サービスプロバイダ毎にはなく、政府との共同協力でそのような基盤を構築すべきだということである。

更に、グローバルな相互運用性が、十分なユーザー数の問題を乗り越えるための重要事項である。GBDe は、全世界を包含する競争力に富んだグローバルな電子商取引を実現する為の国際インターネット決済システムの開発を提唱する。あわせて、決済サービスプロバイダに対して、グローバルでオープンなインターネット決済システム標準を創設することにより、異なるシステム間での相互運用性を確保するように奨励する。さらに GBDe は、グローバルな相互運用性を確保する上で欠かせない、国際貿易規則間の調整を図るよう強く勧告する。

3.2 固定インターネット決済とモバイル決済についての考察

3.2.1 固定インターネット決済

基本的に PC その他の固定端末機器は、それらを用いれば高速かつ低コストでインターネットにアクセスすることができるので、どんなオンライン取引（特にオンラインショッピング）にも適している。ところが、インターネットプロトコルには、安全性を確保する為のユーザー認証が用意されていない。これが、顧客が支払いを認め、後日口座（銀行またはクレジットカード）から引き落とされる形の購入後決済システムにとって問題となる。グローバル PKI (Public Key Infrastructure :

公開鍵基盤)のようにユーザー識別と取り引きの認証を可能にする基盤が存在していたなら、決済システムをその基盤の上に構築することができたであろう。ところが、購入後決済方式を取る各決済サービスプロバイダが、すべての法的要求を満たしながら独自の認証基盤を設置しなければならなくなるとすると、コストがかかり過ぎ、上述の十分なユーザー数の問題に突き当たるようになる。

オンラインショップを訪問する前に顧客がサイバーコインを購入したり、いずれかの口座(一般には匿名)にお金を入金しておいたりするいわゆるプリペイドシステムの場合には、金の掛かる認証手順を設ける必要はない。ただし、プリペイドシステムを使用できるのは、顧客が購入前に十分な額のお金を入金している場合に限られる。これ迄の経験からは、品物の購入を決定する前にお金をサイバーユニットに変換するようにユーザーを説得するのは難しいということが分かっている。

法的な要求(ほとんどがマネーロンダリング法に基づくもの)が、書面によるユーザー認証を必要とするという理由で、インターネット決済システムを即座には利用できないものにしてしまうことがある。そのような要件は、端的にこの様なシステムに対する障壁となるのである。この為 GBD_e は、少なくともマイクロペイメントと一定額を超えないマクロペイメントの場合には、システムの自然な使用を妨げない方法で初期手続きが実行されるようになることを推奨する。

3.2.2 モバイル決済

モバイル決済(モバイル機器から注文する商品またはサービスに対する決済)には、モバイルネットワークからコンテンツを購入するだけでなく、第三者である販売事業者から品物やサービスを購入する場合も含まれる。これらの決済システムは、対面決済やリモート決済に、マイクロペイメントや標準的な決済に利用することができる。携帯電話の利用者が多くなり、第3世代ネットワークとアプリケーションが導入されたことを考えると、近い将来に m-決済が標準的な決済方式になる可能性もある。

固定インターネットとモバイルインターネットを利用する場合の大きな相違点は、モバイル機器のユーザーはモバイルネットワークサービスプロバイダと既に取り引きの関係があり、その関係をユーザーの識別に利用できるということである。更に、各モバイルネットワークサービスプロバイダは課金機構を持っているので、特に信用リスクが限定されているマイクロペイメントなどに利用することができる。

3.3 公開鍵基盤および詐欺行為についての一般的見解

これまで考案された他のすべての決済システムと同様、e/m 決済システムも詐欺行為の問題に直面する。例えば犯罪への利用である。(サイバーコインのような) 電子マネーには、通常の現金に匹敵するセキュリティレベルが設定されている。ただし、そのような電子コインが使用されることは非常に稀なことである。いずれかの(銀行)口座に対して金額が請求されるクレジットカードまたは口座引き落としによる決済システムでは、取り引きが正しく認証され、支払い拒絶がなされていないことが確認されなければならない。さもないと、詐欺行為を働かんとする顧客が他人になりすましたり(例:盗用されたクレジットカード番号)、または支払いを約束した覚えはないと主張したりすることを許してしまう可能性がある。一方、決済情報の完全性が保証されていないと、詐欺行為を働かんとする販売事業者が実際の同意額より多い金額を請求することも可能にしてしまう。

詐欺行為の問題はどんな決済システムにも付き物だが、この問題は特に電子商取引の環境下で議論されることが多い。その理由は、オンライン購入の決済に、今でもクレジットカードや口座引き落としのような旧来の決済システムを使用しているからである。詐欺行為を働く者が、オンラインでは通常の手書の署名による認証手続きを実現できないという事実を悪用できるからである。

マイクロペイメントの場合には、プリペイドシステムを使用すれば、お金が購入時に振り替えられるので詐欺行為に会う危険性が低くなる。とりわけ、販売事業者のリスクは(サイバーマネー自体を複製することが不可能である限り)ゼロになる。顧客にとっては、リスクの大きさは預金額に限定される。サイバーマネーもまた(現実の世界の現金同様)盗まれる可能性があるので、この様なシステムは、マクロペイメントにおけるセキュリティ問題を解決はしない。

それゆえ、ユーザー認証、データの完全性保持、支払拒絶なきこと、および取引データの機密性の確保がすべての高額な電子金融取引において不可欠である。公開鍵基盤だけがこの問題を完全に解決することができる。デジタル署名を可能にする基盤を導入することが、この問題を解決する究極の手段である。公開鍵基盤の構築にはかなりのコストがかかるので、共同で実現を目指すのが最善である。特に GBDe は、決済を含めた電子取引の認証に使用できる、政府機関又は政府の支援を受けた民間企業によって発行されるデジタル ID カードの導入を推進する動きを歓迎する。各 ID カードにデジタル署名を処理できるチップを埋め込めば、十分な数を獲得するという鶏と卵の問題を確実に解決するであろう。

GBDe は、単一のグローバル認証システムが確立される前に、最初の段階として国内の認証基盤が構築されようとしていることを認識している。しかしながら、そのようなプロジェクトの推進者は、次の段階として国内基盤という「島」をつないで行く可能性を意識すべきである。

3.4 マイクロペイメント

マイクロペイメント (US\$5 以下) は、しばしば電子商取引の発展のために必要不可欠な要素として語られる。電子コンテンツやサービスは一般に低価格である。マイクロペイメントは、インターネットが電子商取引のプラットフォームに発展する最初の段階で重要と見なされている。

ほとんどの旧来のシステム (請求書やクレジットカード) は、それに見合うだけの最低取り引き金額がある関係で非常に小額の決済処理には適していない。特に、US\$1 未満の決済を扱う場合は、要するコストが決済合計額を上回ることもある。

そのため、ほとんどのマイクロペイメントソリューションでは、既存の課金機構 (電話会社) を使用するか、決済額をまとめて対処している。これらの集計処理は、(購入前にお金の振り替えが必要な) プリペイドシステム、またはマイクロペイメントに適応可能なモバイル機器を使用して通常のクレジット/デビットカードシステムで行われる。

マイクロペイメントを取り扱う場合、詐欺行為を防止するため、また一般的な法規制を遵守するための努力は、通常の決済方法と比較して十分なものである。この為、GBDe は、マイクロペイメントシステムに対する過剰な規則を設けることによって、画期的で成果が期待できる構想の実現が阻まれることのない様に提言する。

3.5 国境を越えての決済

法体系が異なる (中央銀行システムの違いを含む) ために、依然として国境を越えての決済は国内の場合より問題が複雑である。結果として、多くの e/m 決済システムは、国内または限られた地域でのみ機能するようになっている。たとえシステム自体が国境を越えた決済に対応できたとしても、付加的な処理のためのコストにより、マイクロペイメントで使用する事には限界がある。

国境を越えての決済を効率的に行うには、行政上の障壁を低くしなければならない。特に各国は、法体系や決済方式 (例: 口座引き落とし) に調和を持たせ、同時に中央銀行システム同士の相互運用性を確保すべきである。

3.6 結論

安全性が保証され、かつ効果的な e/m 決済基盤は明らかな要件であるが、システムが十分な数の顧客や販売事業者によって利用されなければ、投資に対する見返りを得ることができない。それゆえ、十分なユーザー数の問題が、インターネット決済システムの発展の最大の障

害となっている。

この行き詰った状態を打開するには、共同対応が最も成果をあげるものと期待される。分野の異なる個人企業間の連携や公共機関と民間企業の連携が、その先駆けになる可能性がある。また、従来の決済システム、モバイルネットワーク、または ID カード付きの PKI のような既存の基盤の上に決済システムが構築できるのであれば、それは重要な利点となる。

提言

現在の傾向と全般的な見解に基づいて、GBDe は、インターネット決済システムの発展を促すと共に、特定された問題を克服すべく以下の提言を行なう。

提言は、民間部門ならびに政府に対するものである。これらは、インターネット決済に関する GBDe 東京勧告（2001 年 9 月）を更に進展させたものと見なして欲しい。

1) GBDe は、十分なユーザー数の不足がインターネット決済システムの普及を妨げている主要な障害の一つであると認識している。それゆえ GBDe は、インターネット決済システムの領域におけるオープンな標準および共通かつ相互運用可能な規格の策定を呼びかける。

2) GBDe は、十分なユーザー数の問題を克服するため、インターネット決済システムの土台にすることができる PKI のような基盤の開発を政府が率先して支援するよう要請する。また GBDe は、そのような基盤を構築するために、公共機関が民間企業と共同プロジェクトを組んで促進することを奨励する。特に GBDe は、インターネット決済を含めた電子取引の認証に使用できる、政府機関又は政府の支援を受けた民間企業によって発行されるデジタル ID カードの導入を歓迎する。

3) インターネット決済システムを採用する際には、初期手続きが簡単かつ効率的であることが大切である。それゆえ GBDe は、政府がインターネット決済システムへのオンライン登録を可能にする様な適切な法的枠組みを策定するよう要請する。

4) GBDe は、モバイルインターネット決済システムの発展において、金融業界と通信業界との間に協力関係が確立されることを歓迎する。そのような共同作業により、システムの参画者は自分の中核業務に集中することができ、効率が高められて、これは顧客、販売事業者、および決済サービスプロバイダすべての利益となる。

5) GBDe は、規制のレベルが決済の重要性と現実の生活における必要性との間で釣り合いのとれた範囲に収まることを提唱するという事は、マイクロペイメントシステムでは軽くて簡素にして、画期的で成果の期待できる構想の実現が阻まれることのない様にする事である。マイクロペイメントにおける詐欺行為に対する最善の保護策は、詳細な厳しい規制ではなく、認証と支払拒絶がなされていないことを保証する基盤である。

6) GBDe は、各国政府が決済形式（例：口座引き落とし）の調和を図り、中央銀行システム同士の相互運用性を保証するよう要請する。

以上



Global Business Dialogue on Electronic Commerce

コンバージェンス ブロードバンド政策

2002年10月29日

議長： 野村総合研究所
(アジア/オセアニア) 理事長
村上 輝康

共同議長： Jacques Dunogue
(欧州/アフリカ) Secretary General
Alcatel

共同議長： Dan Carp
(米州) Chairman & CEO
Eastman Kodak

1. はじめに

デジタル・コンバージェンス（融合）により、コンテンツおよびサービスの提供事業者は、様々な伝送チャネルを通じてその製品およびサービスを提供することが可能となる。一方で消費者はこれらを種々のマルチメディア端末を使って受信したり、あるいは複数の異なったコンテンツおよびサービスを一つの端末で受信するといった事が可能となる。

このような革新的な環境下において、デジタル・アプリケーションは、いままでの放送・通信というような（融通のきかない）境界線を飛び越える形で消費者に届けられるようになり、その結果、発展を始めている。また、同様にネットワークへのアクセスのレベルでは、通信事業者と放送事業者は、デジタル・コンバージェンスにより相互に補完可能なブロードバンド・アクセス技術を展開することが可能となり、それにより都市部から地方にまで至るサービス地域をカバーすることが出来るのである。

インターネットへのブロードバンド・アクセスの普及は、「グローバル情報社会(**Global Information Society**)」の構築に成功する為の基本条件の一つであり、同時にこれは世界経済に非常に大きな恩恵をもたらすものである。更に、ブロードバンドの配備はインターネットと電子商取引市場の成長に必須の鍵である。このブロードバンドの配備は、データ、音声、音楽、ビデオなどのデジタル伝送を基盤として、仕事と娯楽の両面にわたる新しいサービスとアプリケーションが出現する前提条件でもある。コンテンツと並んで、ブロードバンド技術、ならびにそのアクセスとインフラは、企業、消費者、そして官公庁にとって革新的サービスを可能とする手段でもある。

現在の低迷した経済環境下において重要なことは、民間と公共の両セクターを巻き込んだフラッグシップ・プログラムによってブロードバンド・サービスに対する需要と消費者意識を鼓舞し、インターネットへのブロードバンド・アクセスをあまねく配備することに向けて勢いを再始動することである。

消費者のブロードバンド需要を積極的に喚起しつつ更なる配備を促進すれば、電子商取引市場のみならず経済全体を活性化する潜在的な可能性のある新しいサービスやアプリケーションの大量市場が出現するだろう。

しかしながら、このような技術の変化や技術のサービス・ポテンシャル、相互補完性、あるいはこれがもたらす便益に対しては、政府や消費者の認識は場合によって偏りがあり、時に欠落している。それは、多くの世帯においてブロードバンド・サービスへの加入が可能と

なった地域においても、比較的に加入率が低いことから伺える。

さらに、規制の不確実性など、現在ブロードバンド・ネットワーク配備の進展を遅らせている障壁が、全般的な投下資本の減少をもたらしている。そこで、GBDeの「企業による自己規制は、大抵の場合国家機関による介入よりも望ましい」という原則に逆らうことなく、政府がここで果たすべき役割がある。政府はメディア政策や通信政策の考えを考慮しつつ、新たなブロードバンド通信政策を展開し、市場先導のブロードバンド技術の発展を容易にすることで、更なるインターネットの利用拡大やe-ビジネスの成長、およびインターネットの日常化を促進することが出来る。また、政府は自らいち早くブロードバンド・アプリケーションを取り入れ、ユーザーとなることにより、ブロードバンド・サービスに対する消費者意識を高めることも可能である。

GBDeは、我々の今までの提案の多くを反映する欧州委員会のeEurope2005行動計画(eEurope 2005 Action Plan)を支持する。

2. ブロードバンドの定義

近年報告されたブロードバンド政策に関する報告書(OECD、Canada、UK、European Union)を踏まえれば、「ブロードバンド」は第一儀にエンド・ユーザーの観点から捉えられねばならないというコンセンサスが生まれつつある。すなわち、アクセス・プラットフォーム(xDSL、ケーブル、衛星、WLL、携帯、等)に関わらず、ブロードバンド・サービスはエンド・ユーザーに何をもたらすのか(エンド・ユーザーアプリケーションとサービスについて)ということである。

消費者利益との関連において、ブロードバンドの定義はあらゆる伝送速度に関係なく、常に「開放的」且つ「ダイナミック」でなければならない。よって、焦点はブロードバンドの持つ本質的な能力である双方向性、豊富なコンテンツ、サービスの質、マルチモーダルな映像配信等に絞られるべきである。GBDeは、常にエンド・ユーザーの観点に立つべきであり、

- より正確かつ迅速に、消費者利益および消費者信用に関わる主要な要素に取り組みねばならない。
- ブロードバンドの成長を促進するために求められるマス・マーケットの諸課題を解決せねばならない。

3. 提言

GBDe は、需要サイドをブロードバンドを押し進める鍵だと位置付ける。従って、ブロードバンド導入の奨励において、需要サイドにこそ焦点をおくよう政府に要請する。

特に政府は、新しいサービスをオンライン上で展開したり、あるいは新しいブロードバンドの利用法を開発することにより、エンド・ユーザー数やアプリケーションの量が臨界量 (**critical mass**) に近づくのを力強く後押しすることが出来る。

この目的を達成するために、地方や中央のすべてのレベルにおける公的機関に、以下の点を強く要望する。

- 公的セクターのブロードバンド需要を統合 (**aggregate**) し、民間セクターの触媒となるべく、一体化された購買力を用いた電子調達 (**smart procurement**) を行う。
- 電子政府アプリケーションやサービス (納税、社会保障、保健、教育、輸送などの分野) を開発することにより、一般市民がオンラインでかつどのようなブロードバンド・ターミナル、あるいはアクセス・ポイントからも政府と相互に通信可能な環境を作る。

その他、早急に必要な政策ステップとして以下のものがあげられる。

- 規制環境は、競争の確立・維持・奨励という重要な政策目標から逸脱することなく、既存事業者および競争事業者双方の投資回収の必要性に配慮すべきである。
- 民間および公的セクターが、オンライン・コンテンツおよびアクティビティ、とりわけ **e-学習・e-ヘルス・e-ビジネス** の開発を行う際に、それを妨げる障害要因を同定し排除すること。
- 安全な情報インフラ網を促進すること。
- 革新的かつ健全なビジネス・モデルを創造する為の競争フレームワークを確立すること。
- コンテンツに関するオープンでかつ相互運用性のある技術保護手段の標準化を促進することにより、需要指向のメディアリッチなコンテンツの供給を支援し、新たな消費の形態を育成すること。
- 著作権保護の必要性を一般市民に広く訴えること。

供給サイドに関しては、地方政府および中央政府は、ブロードバンド・インフラの配備が営利的に持続可能でない場合 (地域) に対しては、今後とも継続的に配慮をする必要がある。

以上



Global Business Dialogue on Electronic Commerce

コンバージェンス 電波スペクトラム管理政策と免許制度

2002年10月29日

議長： 野村総合研究所
(アジア/オセアニア) 理事長
村上 輝康

共同議長： Jacques Dunogue
(欧州/アフリカ) Secretary General
Alcatel

共同議長： Dan Carp
(米州) Chairman & CEO
Eastman Kodak

1. はじめに

デジタル・コンバージェンス(融合)現象はコンテンツならびにサービス提供者が複数の配信チャンネルを通してサービスを提供することを可能にする。消費者はマルチメディア・コンテンツの利用が可能な種々の端末を使ってこのサービスにアクセスする事ができる。この事は、従来の放送産業と通信産業の境界を曖昧にし、メディア配信やメディア需要の将来を変え、そしてコンバージェンスは現実のものになるうとしている。

伝統的に、放送、通信、インターネットは個別の垂直市場として取り扱われてきた。一方でデジタル・コンバージェンスは、コンテンツの集約・所有権、サービス提供、ネットワーク運用および端末のそれぞれが個別の活動体として扱われる水平市場構造を作り出す。更に、デジタル・コンバージェンスは豊富な新規事業機会をも生み出すものである。

このように消費者が固定網、携帯、デジタルTVなどすべての配信プラットフォームを通じて、インターネットや他のマルチメディア・サービスにアクセスすることが可能となり、「ユビキタス・アクセス」が現実味を帯びたものとして認識され始めている。このような発展を促進するためには、既存の政治的あるいは規制的障壁を全てのステークホルダー(利害関係者)に配慮しながら再検討しなくてはならない。即ち規制は、すべての配信ネットワークを通じた様々なサービス提供を可能にし、更に新たに形成されつつある水平市場において全参加者が平等に競争できる事業環境(level playing field)を実現せねばならない。

デジタル・コンバージェンス現象は経済発展、雇用創造、社会発展のための機会を提供する。公共政策は、そのような機会が実現するための適切な環境を作らなくてはならない。例えば、欧州連合の新電子サービス規制パッケージの施行により、欧州では様々な規制障壁が取り除かれたものの、いくつかの障壁は依然残されている。融合によって可能となった新しい機会でありながら既存の規制によってその実現が阻まれているものとして、地上波デジタル放送ネットワークを介してマルチメディア・データを送るデータキャストの問題があげられる。

このような状況から、無線を使ったブロードバンドネットワークにおいて、十分かつ適切な配信容量を実現するに足る十分な電波スペクトラムが利用可能となることも重要である。この為、電波スペクトラム管理ならびに免許制度を通して世界的に調和の取れた電波利用を促進し、これにより、グローバルなサービス提供や配信、あるいは相互運用性の発展を図らなくてはならない。

1.1. 周波数スペクトラムの重要性

技術進歩により、固定および無線ネットワークを通して提供されるサービスは飛躍的に増加している。とりわけ電波利用は、経済的繁栄と健全な社会構築にとって重要性を増す一方である。従って、電波スペクトラム配分に関する決定は電子商取引の将来にとって大変重要なプラットフォームとなる。

周波数割当のグローバルな調和政策は：

- 1) 依然として電波混雑/妨害の可能性がある
- 2) より多くの開発途上国が（固定網の代わりに、発展段階を飛び越えて）移動通信技術を活用できるようになったなどの理由から必須なものとなっている。

1.2. 電波スペクトラム管理政策と電波利用免許政策

「電波スペクトラム管理政策」と「免許政策」は、区別して議論することが重要である。後者は申請者（申請組織）に電波を使う権利を割り当てる手続きであり、一方で前者は電波を必要とする全ての技術の必要性に合わせ電波というリソースを管理するための秩序である。よって、電波スペクトラム管理政策は長期のプロセス、電波利用免許政策は短期なプロセスである。

周波数スペクトラムのオークション（競争入札）はいくつかの国にとって、次世代移動通信サービスの免許を割り当てるための解決策として導入されている。しかし、GBDe の 2001 年提言でも指摘されたように、最近、とりわけヨーロッパにて実施されたオークションにおいて第 3 世代の移動通信免許取得に科せられた過大なコストは、各事業者だけでなく、移動通信産業全体に深刻な打撃を与えた。

1.3. 効率的な電波スペクトラムの利用

コンバージェンス（融合）を実現するための努力は周波数不足のため、困難を極めているというのが現状である。電波スペクトラムを利用するサービスが増加する現在、その有効利用は国家経済にとって重要性を増す一方である。

非効率な電波利用は消費者、企業、および公共サービスの利用者に致命的な打撃を与える。更に、電波スペクトラム政策と電波スペクトラムの利用に関する規制は複雑さを増すばかりである。その故に、GBDe は電波の効率的利用ならびに再利用など、実効的な電波スペクトラム政策は新技術の普及を通じて低迷している情報技術産業を不況から引き上げ、ひいては経済成長に貢献すると確信している。

2. 提言

上述の議論を踏まえ、GBDe は以下の電波スペクトラム管理に関する 5 つの、免許に関する 4 つの提言を行う。

2.1. 現在より多くの周波数スペクトラムが商業利用の為に割り当てられるべきである

GBDe は各国政府が、商業アプリケーションの為に電波利用を促進するよう提言する。電波スペクトラム利用は、軍隊や科学者の為に国家政策決定事項であったし、国境を越えた混信の防止をしなければならなかった為、常に国家問題として扱われてきた事は十分に理解できる。しかし、同様にその商業利用が急増している今日、世界的に調和された形でより多くの周波数が商業サービス提供の為に割り当てられるべきであり、また、国家レベルでの電波スペクトラム管理はこの原則と一体化されなくてはならない。

例えば、現在、第 2 世代(2G)ならびに第 3 世代(3G)の携帯通信サービスが提供されるに十分な周波数が国際電気通信連合(ITU)により割り当てられている。特に、ITU は 2010 年までの 3G 携帯通信サービス提供に十分な周波数を決定した。しかし、全ての国や地域において、元来 WRC92 において 3G/IMT2000 の為に割り当てられた電波スペクトラムがその用途に応じて提供されているとは限らず、よってそれらの国はゆくゆく容量問題に直面することが予想される。

ITU は、WRC 2000 で追加的に特定した 3G 携帯通信サービス用の周波数の利用を現在検討している。これら追加スペクトラムで、今後需要が増加すると考えられる 3G 携帯通信サービスの提供拡大/容量拡大が可能となるだろう。

GBDe としては、2010 年以降提供される 3G 用「効率的電波スペクトラム技術」や 3G 以降のシステムのことを考えても、各国政府は上記の周波数帯を 3G 携帯通信サービス用に速やかに割り当てるべきであることを推奨する。更に、より早いデータ伝送速度による新たなアプリケーションやサービスも今後 10 年の間に開発されるだろう。

次世代広域無線ネットワーク(Beyond 3G/IMT-2000)は 2010 年以降に追加的スペクトラムを必要とする可能性がある。しかし、どちらにしる再割当に十分な時間的余裕をもって電波割当計画を開始することが重要である。

GBDe は、マーケットコンディションによるものの、WRC2006 において 2010 年以降のシステムにおける調和的追加スペクトラム割当の最終決定が成される様、WRC2003 における調査・立案に関して、ITU-R(ITU 無線通信部門)にその権限を与えるという提案を支持する。

2.2. 電波スペクトラム利用は世界的に調和されるべきである

デジタル・コンバージェンス現象は世界的に調和された電波スペクトラム利用の必要性を拡大するだろう。携帯通信ユーザーは各国でローカル・エリア・ネットワークにログインしたり、あるいは各国の放送ネットワークに接続したりする事が可能とならねばならない。このようにユーザーが自分の端末を各国で使うことができるようにするためには、現在、広域無線通信ネットワークがそうであるように、無線 LAN や放送網の周波数も世界的に調和される必要がある。ITU の WRC2003 で無線 LAN に関しては世界的に調和された周波数帯に関する同意が取り付けられるべきである。

2.3. 効率的な電波スペクトラムの利用を促進する技術的ソリューションは常に奨励されるべきである

業界の研究により電波スペクトラムを共有する為の技術的ソリューションは、たゆみない進歩を続けている。このようなソリューションは常に奨励されるべきであり、また、電波の共有は産業界の開発奨励を通して常に促進されるべきである。規制当局は技術進歩を促進するような法的フレームワークを、産業界との連携のもとに作り上げる必要がある。

2.4. 電波スペクトラムの商業利用に悪影響を及ぼす規制は排除すべきである

最近、いくつかの国（英国など）では一定の周波数帯（2.4GHz など）での商業サービスの提供を禁止する規制が排除された。GBDe は他の国も同様な処置を取ることを奨励する。

2.5. 各種ネットワーク上で配信されるコンテンツを制限する規制は排除されるべきである

従来、電波スペクトラムは ITU により、特定の目的のために割り当てられ、それを各国政府が特定の事業者が割り当ててきた。また、電波スペクトラム免許は、一般にサービスを特定して授与されて来た。しかし、デジタル・コンバージェンスにより似通ったコンテンツやサービスが固定網（xDSL、ケーブル、電話）並びに無線網（GPRS、EDGE、CDMA などの第 2 世代、wcdma、cdma2000 などの第 3 世代、無線 LAN、Bluetooth、地上波／衛星デジタル TV）など様々な配信ネットワークで提供されることが可能になってきている。

また、従来の伝統的放送、通信、インターネットにおける各々のコンテンツ・サービスの境界線が曖昧になっている。例えば、新技術により、地上波または衛星デジタル TV ネットワークでデータキャストが可能となり、手軽な費用でインターネット・サーフィンや e コマースが TV または携帯端末で可能になっている。もう一つの例としては、固定通信網上でのウェブキャストとしてのインターアクティブ放送が挙げられる。

このような新しい環境の下において、各種ネットワーク上で配信されるコンテンツを制限する様な規制は直ちに排除されるべきであろう。それにより、サービス・プロバイダーの新

市場開拓、あるいは潜在顧客開拓が可能となる一方で、消費者はこれらサービスを、各々の嗜好に合った配信ネットワークあるいは配信端末にて享受可能となる。

更に政府当局は、既存の事業者が、その持つスペクトラム既得権益やその権益の用途を変更して新しいサービスを実施することが市場における不平等な競争優位につながらないようにしなくてはならないし、また一方、既存事業者の権利に対する差別をしたり、あるいは新たな義務を課すことのないようにしなくてはならない。

2.6. 放送または電気通信サービスに関する電波スペクトラム免許からの収入はスペクトラム利用の改善に充てられるべきで、それとは関係のないセクターに使われるべきではない
GBDe が開発した、「電波スペクトラム・ナレッジ・データベース」の一部では、(3G) オークションからの収入が国家負債の返済に使われている事実が述べられている。一般に GBDe は周波数割当からの収入は、電波スペクトラム管理の費用支払いおよびスペクトラム利用の改善目的に限定されるよう要望する。

2.7. 電波スペクトラム免許の授与方法は慎重に検討されるべきである

従来から電波スペクトラムは既に有限資源であったが、現在は欠乏資源になりつつある。そのような電波スペクトラムにアクセスする権利を授与するため、いわゆるビューティー・コンテストからオークションまで、いくつかの方法が取られてきた。

オークションは、現在、かなりの国の規制官庁におけるいくつかのサービスに対して実施されている。オークションは周波数を割り当てる便利な方法であるように見えるが、これは一方で技術の進歩を妨げる可能性もある。

例えば、英国ならびにドイツでの 3G 携帯通信免許オークションは結果として、非常に大きな犠牲をとらせた。通信事業者ひいては通信産業全体に多大な財務負担を強いた。

スペクトラム免許制は事前に法外な額を取り立てる制度であってはならない。GBDe の東京提言は政府の政策が公的負債を民間負債に転嫁するようなものであってはならないと述べている。今年の GBDe 東京会議以降のできごとを見ると（特に欧州で）オークションに関わる多額の費用が業界の技術革新および市場成長に及ぼした悪影響は明白である。

GBDe は各国政府が自らの短期的収入を最大限にすることを指すのではなく、消費者にとっての低料金、業界の技術革新、市場成長を重視した周波数割当方法を選択するように働きかける。長期的には、新規市場への参入コストが低いことは経済成長につながり、社会的格差をなくすことにも役立つ。このことは高い参入費用による目先の財政的利益をはるかに上

回る利益をもたらす。

2.8. 周波数の割当には十分な柔軟性を持たせるべきである

技術や市場の条件の変化に対応して、柔軟に周波数の割当変更が行えるような規制環境を整えるべきである。市場の条件が変わるにつれ、スペクトラム利用を効率的に行う為にも、免許や使用权をすみやかに市場参加者の間で移転できるメカニズムが必要となる。電波スペクトラム利用の権利は、その譲渡、あるいはリースを許容するものであらねばならぬが、同時に、これは基本的な電波スペクトラムの利用方法や形態を変えるものであってはならない。また、ネットワーク共有やスペクトラム移転、また事業者統合は、それによる圧倒的な支配力や競争ルールにそぐわない市場行動をもたらさない限り許認すべきである。

2.9. スペクトラム利用免許に関して通信事業者と放送事業者の支払い方法は同等であるべきである

デジタル・コンバージェンスが現実のものとなりつつある現在、従来、異なったセクターに分類されていた事業者が消費者に提供するサービスは似通ったものとなるだろう。通信と放送事業者の提供するサービスが消費者にとって代替のきく、似通ったものである限り、スペクトラム利用免許に関しての支払い方法は同等であるべきである。

以上



サイバーセキュリティ

2002年10月29日

議長：
(アジア/オセアニア) NTT データ
常務取締役
荒川 弘熙

共同議長：
(欧州/アフリカ) Fernando Abril-Martorell
COO(Telefonica)
Terra Network

共同議長：
(米州) Richard Brown
CEO
EDS

背景

サイバーセキュリティの問題は、GBDe の創設時より活動の中心主題のひとつとして続いている。その期間中、サイバーセキュリティに関する脅威に対して協調的かつ迅速な対応が可能な、頑健で世界的に統合された電子商取引システムを実現できるような調和的政策の基盤を推進する努力が広範にわたり払われてきた。1999年に「認証とセキュリティ」ワーキンググループが提言をおこない、「保護」と「推進」を含む基本原理の確立に焦点をあてた。この提言は引き続いて2000年および2001年のGBDeサイバーセキュリティ提言により補強され、電子署名および認証局の相互運用可能性の問題について新たに言及がなされた。

2000年の活動においてGBDeはサイバーセキュリティとサイバー犯罪の予防に関連する、より広い課題について検証を継続した。2001年の提言は各国政府・産業界の各々に個別にメッセージを発することを目的に作成され、特定の課題に対しては産業界と各国政府が協調することが必要だとの提言を最後におこなった。これらの提言は、サイバーセキュリティの問題の解決には産業界と政府が強く協力しあう必要があるとの理解に基づいたものであった。この理由により、GBDeはこの分野における産業界と政府の関係の延伸・強化を位置付けようと試みたのである。

これらの提言をまとめた後、(この1年の間に)サイバーセキュリティに関しては以下のような新しい、重要な視点が加わることとなった。

1. 「9月11日」問題

昨年9月11日のテロ攻撃はそれ自体サイバーテロではなかったものの、セキュリティ全般に関する国家的関心と呼び起こしたという点で重要であり、サイバーセキュリティへの関心も当然高まった。テロリズムの脅威から情報システムを保護することのみならず国家的な諜報活動についても世界中の関心を集め、さらに、サイバー犯罪捜査や、個人情報保護を含む人権問題が「9月11日」との関連において議論されるに至った。

2. 欧州サイバー犯罪条約

2000年のGBDeマイアミ総会で提言したように、サイバー犯罪に対抗するためには国際的な法的枠組が必要であり、その枠組は、産業界の技能と十分な関与を考慮に入れて注意深く設計され調整された包括的な国際的解決手法に焦点をあてるべきである。各国政府はそのような枠組を国内あるいは国際的にどのように確立すべきかという議論を続けている。2001

年 11 月に欧州評議会はサイバー犯罪条約¹を採択した。サイバー犯罪に対抗するためには不法行為や犯罪の成立要件を明確にする必要があり、特に全世界的なシナリオを描こうとすると、世界的な規模でおこる不法行為の定義が必要となってくる。各国政府はインターネット環境で犯される特定の犯罪については定義付けの合意を得る必要がある。

今日では児童ポルノに対処するという国際的合意はあるものの、他にも、資金洗浄、詐欺、サービス妨害 (DoS)、コンピュータウィルスの流布やその他関連する行為など、犯罪として非難し刑罰の種別について合意すべきものがある。インターネットにおける主要な危険は何かという定義について合意を得る必要があるのである。サイバー犯罪に関する欧州条約は、その実効性と、プライバシーなど重要事項とのバランスをとる形で施行されるべきである。

3. コンピュータウィルスやサイバー攻撃により増加する被害

人々がインターネットを使うようになればなるほど、サイバー攻撃やコンピュータウィルス感染の被害に遭う確率は大きくなる。例えば東アジアではネットワーク化されたコンピュータやシステムの 24 時間接続対応の保護が不十分であるために、ウィルスやサイバー攻撃により被害を受けるコンピュータや情報システムの数、DSL によるインターネット常時接続の普及に伴って激増している。似たような状況はおそらくアジア以外の他の地域 (東欧、アフリカ、中南米など) でもこれから DSL 接続によるインターネット利用が拡大するに従って起こり得るものである。

「セキュリティ文化」

サイバーセキュリティの新しいトレンドについては、各国政府や国際機関はサイバーセキュリティ政策の推進に更なる努力を傾注してきている。政府の関心は、サイバー犯罪の取締りや防止、重要インフラのサイバー攻撃からの保護、政府の情報システムのセキュリティ向上、といった数々の課題に向かっている。これら法的活動・立法活動は全世界規模で話し合われるようになってきており、国際的協調も考慮されつつある。

それに加えて、情報通信技術を推進する政府主導の活動の多数においてもサイバーセキュリティは最優先事項のひとつとして挙げられている。例えば、e-Europe 2005 では「民間セクターは良質の慣行 (プラクティス) や規準を作成し、それらの継続的な適用を『セキュリティ文化』という位置付けで推進すべき」²としている。日本の e-Japan 重点計画は「先進的な

¹ 詳細情報は以下 URL を参照：<http://conventions.coe.int/Treaty/EN/WhatYouWant.asp?NT=185>

² eEurope 2005: An information society for all, COM (2002) 263 final, 28 May 2002. Proposed actions of “3-1-3. A Secure Information Infrastructure”

情報通信ネットワークのセキュリティと信頼性を確実なものとする」ことを重点政策として強調し、産業界の役割の重要性もある程度認めたものとなっている。

これらサイバーセキュリティのための政府関係の活動は新しいフェーズに広がってきた。各国政府は、国境に関わりなく発生するという本来的性質を持つサイバー犯罪に対抗するため国際的議論を開始している。民間セクターはサイバー犯罪に対抗する活動や議論に関わっており、産業界の団体もサイバーセキュリティに関する議論を始めている。

さらに、経済開発協力機構（OECD）は、情報システムとネットワークのセキュリティのための新たなガイドラインをまとめた。通信ネットワークが世界中に広がったことにより各国間の相互接続性が拡大し、技術とより強力なパーソナルコンピュータの集中がおこったが、このガイドラインは、そのような環境の中で政府、民間企業、さらに利用者の中に「セキュリティ文化」を育むことを目的としている。GBDe は、この新しい OECD ガイドラインが実施されることを、明確に支援し、支持する。

インターネットがさらに世界各地に拡大してあらゆるユーザに利用されるようになり、すべての世代がインターネットを通じて情報化社会に参加することが期待されている。このような状況で、サイバーセキュリティは情報化社会の重要なパートとして確立されるべきである。サイバーセキュリティは、思想及び理念を交換する自由、情報の自由な流通、情報及び通信の秘密、個人情報適切な保護、公開性並びに透明性を含む、民主主義によって認識される価値と合致する方法で実施されるべきである。サイバーセキュリティを実現するために、インターネット参加者のすべて（産官学関係者および個人ユーザ）は、情報セキュリティの必要性を認識し、セキュリティを高めるために自分達に何ができるかを知らなければならない。彼らは情報システムやネットワークのセキュリティに責任があり、従って、それぞれの果たす役割によって責任を持たねばならない。例えば、政府は公的セキュリティのための法制度上の枠組みを構築し、公的サービスとして安全な情報インフラを提供すべきである。民間企業は、情報通信に関するより安全な技術を開発するだけでなく、セキュリティ管理に関する包括的なアプローチをとらねばならない。

このような理由から、GBDe は、産業界、消費者、市民社会をも含む対話の結果としての OECD ガイドラインを支持する。また GBDe は、このガイドラインが世界各国の政府、民間企業、消費者がインターネットと情報化社会に参加し、そのメリットを享受する新たな枠組みを提供することを期待する。

こうした状況のもとで、GBDe は独自の見地から「セキュリティ文化」を支持し是認するものである。

1. サイバーセキュリティの議論へのフレームワークを提案

サイバーセキュリティの課題は様々な種類にわたり、官民の対話が解決を追求して進んでいくほど、さらに別の多くの課題が湧き起こることになる。今年、GBDe サイバーセキュリティワーキンググループは、政府・産業界の役割の位置付けに応じてサイバーセキュリティの課題を三つのカテゴリーに分類し、提言をまとめるための議論をおこなった。GBDe は次に掲げる項目が、政府・産業界両方のために、ローカル・国際を問わずさまざまな話し合いの場での議論を促進することを期待する。

a. 国家のセキュリティ

政府にとって、国家的アプローチでサイバーテロリズムに対抗すること、コンピュータウィルスやサイバー攻撃、国家的諜報活動やその他類似の問題から重要インフラを保護することは優先性の高い課題である。各国政府は産業界の利益を考慮に入れてこうした問題に主導性を発揮すべきである。産業界はこれに対して、そうした活動を達成する最良の解決法を見出すために各国政府と協力すべきである。ここでいう解決法とは、事業を進展させるうえでのコストの増加や新たな負担を産業界に課すことを意味すべきではない。

b. 公共のセキュリティ

サイバー犯罪に対抗するために警察当局と国際的な法的機関が国境を越えて協力することはこの問題の進展を図るうえで極めて重要である。この種の問題については、各国政府は事件決着のために主導性を発揮すべきであり、産業界は事業発展の障害にならないものであれば政府のイニシアティブを支持すべきである。

c. 産業のセキュリティ

民間会社が解決に向けて努力すべきサイバーセキュリティの課題は多数あり、例をあげれば、情報システムの保護、セキュリティ管理のためのセキュリティポリシーを実行することなどがとりわけ重要である。こうした課題は「産業のセキュリティ」と呼ぶことができ、各国政府にはこうした産業界の活動や努力を支援することが期待される。

2. GBDe の特質に沿った提言

a. 全世界的・国際的アプローチ

サイバーセキュリティにおける各国政府のアプローチは、文化的・社会的多様性から、国や地域により異なる可能性がある。全世界的な話し合いにより共通のアプローチを進展させてゆけば、サイバー犯罪の防止をはかるうえでそのボーダーレス性に鑑みて、このよ

うな手法による法的枠組が効果的に調和し得るのである。**GBDe** は各国が国際的議論の場を通じて相互に協力しあい、そのような努力から国際的アプローチが現出してくることを期待する。

b. ビジネス・アプローチ

産業界はこのような政府のイニシアティブを支持し得るものであるが、さらに加えて、産業界によるアプローチも必要であり、政府による政策に産業界のアプローチを反映させるよう考慮されるべきである。GBDe は、サイバーセキュリティにおける政府のアプローチが産業界のアプローチの重要性を認識し、政府の I T 発展政策の一部として言及するべきであると期待する。

以上のような議論を通じて、**GBDe** はサイバーセキュリティの問題が I T の発展にとり重要であると認識され、政府と産業界の関係がさらに明確なものとなるよう期待する。**GBDe** は「セキュリティ文化」に関して **GBDe** によるアプローチの一環として以下に掲げる提案をおこなう。

考慮すべき三要素

1. セキュリティと民間企業

情報セキュリティは民間企業にとって重要な課題である。民間企業は外部あるいは内部による攻撃から営業活動の重要要素である情報システムを保護する必要がある。彼らの活動は、世界がブロードバンド・インターネット接続への依存を一層高めるに従い、重要社会インフラへの攻撃による被害を受けるリスクに曝されているのである。こうした問題はリスクマネジメントという観点から重要であり、役員・上級管理層は明確にこれら問題を担務すると取り決めたとうえで、十分な注意を払い続ける必要がある。

よって、産業界は、すべてのセクターに亘って「セキュリティ文化の遵守」の創造を進めるべきである。ほとんどの一般利用者は、ほんの一つのコンピュータウイルスによって引き起こされ得る被害の大きさや経済的ダメージ、インフラへの害といった可能性について意識していない。また、従業員が適切な注意を怠れば、あたかも故意にインフラ施設への攻撃をおこなったかのような被害を与えることもあり得るのである。こうした理由により、**GBDe** は、産業界が「安全なネットワーク環境」を発展させることの重要性を一般利用者や労働者に啓蒙する役割をもつオンライン教育プログラムを構築することを推奨する。セキュリティ文化の遵守、サイバー攻撃の識別や通報について教育を受けた人々の数が増えるほど、サイバー攻撃により害を受ける可能性を減らすことができるのである。

2. 協力体制とインターネット保護

民間企業と各国政府は外部攻撃からインターネットを保護するために国際的・国内的に協力し合うことが求められる。具体的な目標としては、各国政府の支援のもとで産業界内でのサイバー犯罪やサイバー攻撃に関する自発的な情報共有の推進、サイバー犯罪への様々な対策に関する産業界の捜査当局への密接な協力などがある。

同時に、サイバー犯罪条約を議論する欧州フォーラムにおいて GBDe がすでに述べたように、捜査当局との協力において産業界の負担を限られたものとすることも重要である。

3. 貧困とセキュリティ

情報システムへの攻撃は電子商取引やインターネットの発展を阻む大きな障害である。こうした攻撃は新しいビジネス手段としてのネットワークの利用に対する消費者信頼を害するばかりでなく、民間セクターや公的機関、一般消費者に経済的負担を課し、情報システムが高コストで使いにくいものになる危険を秘めている。

セキュリティの問題は先進国において情報化社会のサービスを良い形で実現していくうえで基本的なことである。先進国ですでに経験しているように、電子的取引や秘密情報の送信を保護できる十分な信頼性がネットワークにないと消費者は電子商取引をなかなか進められない。かくして、安全の確保されたネットワークはユーザ・消費者にとって更に信頼性の高いものとなるのである。そのため、新興国において電子商取引を急速に導入し利用するためには、個人情報保護や安全な電子取引、ネットワークのセキュリティに関して適切な対応が必要である。

GBDe は、秘密情報の保護、ネットワーク・セキュリティ、取引の安全性について、最低限の基準の保証に向けた法的条件の整備を新興国・地域がおこなうことを推奨する。

提言

1. セキュリティ認証と標準

情報ネットワークのセキュリティレベルを向上させるためには、セキュリティに関する直接的な対策を講じるだけでなく、セキュリティに関する普及・啓蒙活動を実施し、対策の標準化を進めることも必要である。ネットワークを保有・運営する民間事業者や、ユーザの大

半を占める個人や中小事業である利用者が、情報セキュリティに関する認識を高めることによってネットワーク全体のセキュリティ水準が高くなり、ウィルスやサイバー攻撃などの被害を防ぐことができる。

セキュリティ手法の標準化については、これまで **GBDe** は、グローバルな電子商取引の基盤として、デジタル署名や **PKI** の普及、互換性について提言を実施してきた。セキュリティ管理や認証については、サービス提供者の数だけ管理や認証の方法が存在する。方法が異なっているものの、クライアントに認められている限りこれらのアプローチは有効なものだといえる。従って、**GBDe** は如何なる特定のセキュリティ管理・認証の方法を支持、支援することはなかったが、このような管理・認証の方法がグローバルなベースで政府、民間の活動によって採用され、運用されることを提言してきた。**GBDe** は、**ISO** や **CERT/CC**、**ISAC** など国際的な官民対話とのアドボカシーを通じて、セキュリティ手法の標準化についてのアドボカシーを続けていく。**GBDe** は、このようなリスク管理が情報システムやネットワークに関する潜在的な脅威への対応も含むものであることを提言する。

2. 官民での情報共有、協力

サイバー犯罪に関する官民情報共有の重要性について、**GBDe** は、これまでマイアミ総会でも提言を実施してきた。また、数多くの国際団体でも官民情報共有の重要性が議論され、アメリカなどではすでに実行段階に入ってきている。

ここで注意すべきは、現在議論の進んでいる情報共有は「重要インフラに関する攻撃」からシステムを保護するため、という文脈で進められていることがそもそもの始まりだということである。国家の基礎となる重要なインフラへのテロリズムその他の攻撃や妨害に関しては、既に各国政府で議論をはじめており、ベストプラクティスを実行段階に移行している例も多い。**GBDe** は、重要インフラの防衛に政府が積極的に取り組み、民間はそのビジネスの支障とならない範囲で協力することを提言する。

そのほか、一般の情報システムに対するウィルス攻撃やサービス妨害 (**DOS**) についての官民情報共有は、重要インフラへの攻撃とは別の文脈で議論されるべきである。情報システムへの攻撃による被害が発生した場合、一般的に法執行機関は、外的攻撃を受けたシステムの所有者がその被害状況を報告することを期待し、**ISP** などの民間事業者に対してアクセスログや通信記録の開示を要求する。このような要求は、法の規定のもと、正当な手続きに従って実施されるべきことは言うまでもないが、個人情報保護をはじめとする基本的な人権が必要以上に侵害されないよう、最大限の注意が払われなければならない。

GBDe は、一般的なサイバー犯罪、外的攻撃に関する情報共有の実施について、政府と民間企業は関連する被害状況を報告するシステムを構築し、企業はそのシステムに情報を提供することを提言する。この分野においても、各国の法的手続きが尊重されると同時に、個人の権利が必要以上に侵害されないことを提言する。

また、**CERT** や **ISAC** など、世界各地で情報共有に関する取組みが議論され、実施されてきている。それらのいくつかは政府のイニシアティブの下で行われ、またほかのいくつかは民間が自主的に取り組んでいる。**GBDe** は、アドボカシー活動を通じてこれらの様々な取組みをつなぎ、国際協力やジュリスディクションに関する問題の議論を推進する。

3. セキュリティと企業経営（コーポレート・ガバナンス）

今日、情報とネットワーク資産は、企業にとって金融資産と同様に重要なものである。企業は、顧客にコンタクトし、サービスや商品を提供する手段として、ネットワークに依存している。ネットワークに障害が起これば、コストが増大し、評判が落ちて取引上損失が生じる。個人情報や一貫性が損なわれると、企業の責任が生じ、コストが発生する。国際的なネットワーク社会では、ビジネスを継続することが重要である。

昨年 9 月 11 日の同時多発テロの発生、**CEO** の経営責任問題に鑑みれば、企業の上級経営者にとって、会社のネットワークを運営し、ビジネスを継続して利益を上げ続けることを保証することの重要性がますます大きくなってきている。傾向としては、企業のネットワーク所有者、運用者としての責任と説明責任について、新しい形式が生まれつつある。このような状況において、企業は情報セキュリティ担当役員（**CISO**）を任命するか、セキュリティを確保するほかの手段を講じなければならない。**CEO** だけでなく上級経営者もセキュリティ・マネジメントを企業経営に必要不可欠な課題と認識する必要がある。

GBDe は、企業がセキュリティ管理のためのビジネスプロセスを発展させ、セキュリティ管理制度を構築し、上級管理者によって管理・運営されることを提言する。次のような項目が、国際企業とそのトップに必要不可欠であると考えられる。

- ・ 情報セキュリティに関する企業の基本的な理解と立場（情報ネットワークやシステム内部の個人情報やデータをどのように保護するかなど）を明確に記載したセキュリティポリシーを制定すること。緊急時におけるビジネスの継続性などを含むセキュリティプログラムも有効。
- ・ 役員レベルで情報セキュリティに責任を持つ **CISO** の任命。**CISO** は、ポリシーの一貫性を確保し、ポリシーを明確に定義し、違反の結果を摘発・矯正し、管理の過程や手続

きを監視・制御する手続きを確立する責任を持つ。

- ・ セキュリティ管理システムやプログラムは、制定され、効果的に運営されねばならない。これらはリスクアセスメントを基本として、CEO のリーダーシップの下に運用され、あらゆるレベルの企業活動を対象とし、そのすべての側面を含む、ダイナミックなものでなくてはならない。情報システムやネットワークセキュリティに関するポリシー、行動、手段、手続きは、セキュリティ管理によって一定の方向に統合され、セキュリティに関する首尾一貫した制度を創設するべきである。
- ・ 企業のシステム、ネットワーク、ポリシーは、情報セキュリティを最大限に実現するために正しく設計され、組み合わせて使用されねばならない。サイバーセキュリティはすべての製品、サービス、システム、ネットワークの基本的な要素であり、システムの設計・構成の必要な部分である。企業は、サービスや情報システム機器の提供者としてだけでなく、情報システムやネットワークを所有・運用する者としてこの原則を重視し、実施しなければならない。

4. インターネットの保護

近年、ハッキングやウイルスによる被害が飛躍的に増大してきている。このような損害を予防、回避する手段の一つは、政府が新しい法規を制定したり、既存の法を改正したりすることである。しかし、法規による強制は企業にとって負担であり、ビジネス展開に影響する。電気通信事業者や ISP に膨大な量のデータを保全・保存し、法執行機関に提供する義務を課するよりは、新規の法や改正法によって効果的な教育、認識、抑止を推進するアプローチのほうが望ましい。

さきに述べたように、企業はサイバーセキュリティを製品、サービス、システム、ネットワークから構成されるインターネットに不可欠な要素として認識すべきである。この観点から、企業の情報資産はマネジメントに重要であり、必要となるセキュリティ管理が確立され、実施されるべきである。同じことが、地方自治体を含む政府や大学のネットワークについても言える。サイバーセキュリティにおけるこれらの関係者にとって、セキュリティの重要性の認識は強調されるべきであり、セキュリティポリシーが制定され、運用される必要がある。

GBDe は、インターネットと電子商取引のすべての参加者、関係者が情報システムやネットワークに関するセキュリティの必要性に気づくべきであることを提言する。リスクと安全防護装置に関する認識が、情報システムやネットワークのセキュリティにとっての最初の防衛線である。内部及び外部からのリスクに冒されるだけでなく、情報システムやネットワークは相互接続・相互依存の結果、他のネットワークに損害を与えることがある。民間企業は、セキュリティポリシーの制定やセキュリティ管理システムの構築にあたってこれらのリス

クを念頭におくべきである。すべての参加者がシステムの構造と更新状況、システムの中での自分の位置付け、セキュリティを高めるためのベスト・プラクティスへの認識を高めるため、企業は、ユーザや消費者にセキュリティ関連の情報とその更新情報を提供すべきである。

また、**GBDe**は情報システムやネットワークのリスクアセスメントの実施や、リスクアセスメントの結果の共有が世界的な規模で実施されるべきことを提言する。リスクアセスメントはネットワークへの脅威や脆弱性を識別し、技術、物理的及び人的要因、方針並びにセキュリティとかかわりをもつ第三者のサービスのような、重要な内的及び外的要因を包含できるよう、十分に広範であるべきであり、最終的には国際的なものであるべきである。情報システムの相互接続が増加しているため、リスクアセスメントは、他者に起因する、また、他社に対してもたらされる潜在的な損害についての考慮を含むべきである。企業、特に巨大企業は、このようなリスクアセスメントを積極的に推進し、国際的に展開することによってサイバーセキュリティをインターネットとグローバルな電子商取引に必要な不可欠なものとして確立するべきである。

5. 電子認証と電子署名

GBDe サイバーセキュリティワーキンググループは、グローバルな情報インフラの互換性について、サイバーセキュリティの文脈から、デジタル署名、**PKI**、認証局の互換性に関する提言を実施してきた。**2001**年の東京総会におけるサイバーセキュリティ提言に述べているように、グローバルな電子商取引の安全性を守るため、グローバルで互換性のある認証基盤が構築され、あらゆる国ですべての人々に供されなくてはならない。このような基盤を発展させるため、地域的・国際的な官民諸団体でこの問題に関する議論が展開されてきた。

GBDeは、**EESSI**、**PKI**フォーラム、アジア**PKI**フォーラムといったこれらの団体と議論を継続し、この課題に関する議論をさらに展開させるために、次のような問題を議論し、近い将来に提言されることに結び付けたいと考えている。

- ・ 技術的、実質的、人間の活動、政策に関する詳細な課題（例えば認証ポリシーの調和、認定・免許基準の調和）が議論され、調和されるようになること。
- ・ 対話を促進するため、**GBDe**は包括的な手法で議論を進めること。

以上



デジタル・ブリッジ

2002年10月29日

議長： Yong-Kyung Lee
(アジア/オセアニア) President & CEO
KT

共同議長： Adel Danish
(欧州/アフリカ) Chairman & CEO
Masreya

共同議長： Carleton S. Fiorina
(米州) Chairman & CEO
Hewlett Packard

概要

本「デジタル・ブリッジWG」活動報告は、提言とアドボカシー活動報告から成っている。

I. デジタル・ブリッジ アドボカシー・ペーパー

A. 発展途上国での商取引におけるベスト・プラクティスの提言

本提言の基になっている **GBDe** が委託した調査については、付録として付けてある。メリーランド大学の **Dr Ernest Wilson** が作成したこの調査はまた、**GBDe** のウェブサイト (<http://digitalbridges.gbde.org/survey.pdf>) にも載っている。

B. **GBDe**、**World Economic Forum (WEF)**、**Global Information Infrastructure Commission (GIIC)**による共同声明

この声明は、**2002** 年 **10** 月のブリュッセルでの **GBDe** 年次総会で署名され、**GBDE** のウェブサイトに載せられる。

C. 発展途上国に対する **GBDe WG** の政策提言

II. デジタル・ブリッジの **2002** 年アドボカシー活動報告

PartI.A : 提言

発展途上国における商業活動のベスト・プラクティス

IT 企業の投資と商業活動は、途上国において経済成長を促進し、貧困状態を緩和する中心的な役割を果たすべきである。民間投資が重要なことは明白である。途上国における海外直接投資は開発援助の 3 倍を超える。そして商業活動は自己更新が可能である。十分な商業リターンは活動を継続させ、民間セクターが益々そのような活動を更新することを促進する。

多くの GBDe のメンバー企業は、発展途上国において数年にわたり、投資・ビジネスを行い、訓練を実施し、慈善活動を行ってきた。このような活動リストは、2000 年の DOT フォーラムを組織した沖縄サミットのために準備され、<http://knowledgenetwork.gbde.org> で参照することが可能である。

2000 年 9 月にマイアミで行われた GBDe 年次総会の後、デジタル・ブリッジ WG はベスト・プラクティスについての調査を立ち上げた。それらはメンバー企業が途上国で IT 関連投資または他の商業活動を通じて得られた結果である。GBDe は、それら企業が経験に基づき提案された商業活動について決定を下す際、適用する要素を特定するように求めた。ビジネス決定プロセスはメンバー企業間で異なっているが、一般的に提案される多くの商業活動は、内部の一連のガイドラインに適合している。調査により明らかになったのは、発展途上国の活動にとってこれらガイドラインは、ある基準についてより高次のプロファイルを与えるかもしれないが、多くの場合プライベートセクターの重要な目的と適合していることである。そのような活動は、ターゲット市場での経済成長を確実なものとし、貧困を緩和することに役立つ。調査により、途上国における商業活動に対して GBDe のメンバー企業が採用しているリーディング・プラクティスは、持続可能性、適切な技術、ローカルコンテンツであることが解った。また、拡張性、現地パートナー、訓練も重要とされた。より重要度が低い項目としては、低い投資リターン、市場開拓活動などが挙げられる。Ernest J Wilson 博士による研究レポート「デジタル・ブリッジの構築：発展途上市場における電子商取引に関する商業と投資のベスト・プラクティス」は <http://digitalbridges.gbde.org/survey.pdf> にて参照することが可能である。この研究は沖縄サミットに向けて作成されたデータベース、メンバーへのアンケート結果、インタビュー、学界、その他文献に基づいている。

その調査はまた、IT 企業による訓練と慈善活動についてのベスト・プラクティスについて結論づけを行った。

過去の調査結果と、国および地方組織との継続的な作業に基づき、GBDe は産業界と官界に対して以下の提言を行う。

提言

1. ベスト・プラクティス

- 1.1. 途上国における、企業による IT 関連投資または他の商業活動は、経験に基づき、商業的リターンを求めると同時に、開発目的にも合致するものである。ベスト・プラクティスは、企業が商業活動を決定する際に考慮する、自発的なガイドラインとなるものである。
- 1.2. GBDe は以下のようなベスト・プラクティスを確認した。
 - a *持続可能性*： 活動を通じて内部で得られる長期的リターンの予測を含む、商業活動についての実行可能性。
 - b *適切な技術*： 途上国市場で選択される技術は、地理的・環境的な条件に適合し、技術セットとユーザーの目的に焦点を当て、技術利用と商業リターンを確実にするものである。
 - c *ローカルコンテンツ*： ターゲットとなる国・地域で開発され、製品・サービスに含まれるソフトウェアとその他コンテンツは、ローカル市場の特徴に合致し、現地パートナーを開発に関わらせる必要がある。
- 1.3. 重要度はやや低い他の重要なベスト・プラクティス
 - a *拡張性*： スコープ、地理的到達性、投資対象または他の商業活動を容易に増加できる能力。例えば、活動の基礎となるコンセプトを実証する際など。
 - b *現地パートナー*： コンテンツ開発技術とその他インプット、ターゲット市場の知識、マーケティング、商業（規制）リスクと報酬の共有についての、途上国・地域からの起業家の関与。

- 1.4. 次に挙げる要素は IT 企業にとってあまり妥当ではなく、受け入れ難いものであることが解った。低い投資リターン、途上国における市場ポジショニング活動、長期的リターンが得られいような目的。

2. 公的機関に対する提言

- 2.1. 公的機関は、民間による経済開発と貧困緩和に対する最も大きな貢献は、投資と商業リターンをもたらす商業活動であることを認識すべきである。途上国の公的機関は投資障壁の削減、安定した商業環境の強化、国際協定遵守などのために、法律を制定すべきである。GBDe のメンバーは政府や他の利害関係者と、IT 分野開発の政策的フレームワークの策定について協働する用意がある。
- 2.2. 公的機関は、途上国で商業活動を行う決定を下す際に企業が用いる、ビジネス決定プロセスと採用される基準を理解する必要がある。
- 2.3. 公的機関はまた、商業活動が企業にとってリターンをもたらすだけでなく、開発目的に合致したものであることを理解すべきである。多くの場合、商業活動は経済発展と貧困緩和を達成するベストな方法である。
- 2.4. 公的機関は、この提言で紹介されているベスト・プラクティスのリストに注目すべきであり、それらリストの一部は、IT のリーディング企業が長年にわたり途上国で経験した結果である。(同時に、企業は個別の商業活動においては異なる投資基準を用いるかもしれない。) あるケースでは、公的機関は、情報通信技術への投資奨励のために用いられる自己評価基準について、新しいアプローチを採用することを求められるかもしれない。

3. 産業界に対する提言

- 3.1. 企業は途上国への投資や、他の情報通信技術分野における商業活動を行うことを検討する際に、これらベスト・プラクティスを使用すべきである。
- 3.2. これらベスト・プラクティスは、自発的ガイドラインとすることを意図している。企業は 1 つまたは複数のプラクティスを別々に重用するか、自己の経験に基づき、途上国における商業活動について他の基準を適用するかもしれない。

- 3.3. 企業は（企業内および他の利害関係者間で）途上国のデジタル・デバイドに注目した商業活動について情報交換を行うべきである。その情報交換は、商業活動を評価する際に用いるベスト・プラクティスの更なる開発や、商業および途上国で実施されている他の活動を評価することを目的とする。

4. 慈善活動とすべての利害関係者への提言

- 4.1. 産業界は、途上国における商業活動の補足活動として、慈善活動と訓練についての努力を継続すべきである。慈善活動と訓練の革新的アプローチは、経済成長を促進し貧困を緩和する、ITの専門技術により可能となる。非政府組織もこれらの活動に参加すべきである。公共機関に関しては、これらの組織、他の利害関係者、産業界は情報を交換し、ベスト・プラクティスを開発し、慈善活動と訓練の結果を評価すべきである。
- 4.2. 公的機関は、産業界によって慈善活動と訓練に適用される基準は、商業活動のものと大きく異なり得ることを認識すべきである。実際に民間セクターは、個別に、商業活動、慈善活動、訓練の目的を追求し、異なった資金調達、人員配置、基準を採用するであろう。

PartI.B: デジタル・デバイドに関するジョイント・ステートメント

デジタル・デバイドの解消

電子商取引に関するグローバル・ビジネス・ダイアローグ
世界情報基盤委員会
世界経済フォーラム(WEF)のグローバル・デジタル・デバイド・イニシアティブ
(GDDI)
によるジョイント・ステートメント

I. はじめに

1. **Global Business Dialog on Electronic Commerce("GBDe")、Global Information Infrastructure Commission("GIIC")、Global Digital Divide Initiative of the World Economic Forum("GDDI")**は、国際的なデジタル・デバイド¹を解消するための個別または共同の取り組みについて再確認、明確化、批評するため、ここに集うものである。
2. また、**GBDe、GIIC、GDDI**は、如何に情報通信技術(**ICT**)に関する能力の展開が経済成長、社会発展、貧困緩和を促進するかを客観的、計測可能かつ意味のある方法で明らかにするプロジェクトに対し、人的、技術的、財政的リソースへの継続的投資を共同して促進し、また調整することをここに誓うものである。
3. 本ステートメントの関係団体は、ビジネス界を代表し、情報通信技術製品及びサービスの開発、展開、融資、運用、供給、現代化について最も密接に協力していると考えられる者のため、共通の明確な声を挙げるために団結するものである。
4. 国際的なデジタル・デバイドを矯正するためのこの**2**年間の取り組みによって、提案によるフレームワーク、政策、研究、予測による富が生み出されたというのが、本ステートメントに対する検討の上での我々の見解である。残念なことに、この活動は長

¹ 本ステートメントの関係団体は、特に情報通信技術(**ICT**)の開発、展開、運用、直接利用、融資に深く携わる企業の**CEO**及び役員により構成されるボランティアな組織である。また、「デジタル・デバイド」という言葉を使うに際し、本関係団体は一般的に「情報通信技術(**ICT**)にアクセスし、インターネットを利用するための能力を有するための機会に関する、世界の異なる地域における個人、家庭、企業その他組織間に存在する格差もしくはギャップ」を指している。

らく机上のものに過ぎず、世界における情報を持つ者と持たざる者の溝を明らかに縮めるだけの十分な投資活動が行われていなかった。

5. すなわち、今こそ投資の時であるとの意見で我々は一致する。別の言い方で言えば、今こそ世界の未踏の地を走破し、全ての人に情報通信技術の未来と可能性をもたらすために必要な、労働集約的かつ技術的条件の厳しい、地に足のついた非常に高価な労働を開始する時である。
6. **GBDe、GIIC、GDDI** の論点の中心は、情報通信技術への投資は中心となる極めて重要な要素、言い換えれば「失われた環」、つまり、現代においては富の創出と経済発展のパラダイムを構成するということである。このことは先進国の経済と同様、新興市場国にも当てはまる。
7. 本ステートメントでの我々の見解から既に明らかになった、発展途上国における情報通信技術の展開の恩恵は、地域における起業家精神の育成、人的能力の構築、行政サービスの発展、ヘルスケアサービスの向上である。更に、情報通信技術に関する商業活動は技術移転、資本導入、雇用創出を促す。
8. 下記に列挙した項目は **GBDe、GIIC、GDDI** が発展途上国及び新興市場国における情報通信技術の普及を容易にし、促進し、加速するために極めて重要と考える問題点である。

II. 新興経済圏における投資

1. **GBDe、GIIC、GDDI** のプリンシパル・リーダー及び構成員はほとんどが民間セクター出身であり、日常においては、情報通信技術の展開及び利用に関するプロジェクトに投資し、企業のリソースを割り当てるかどうか、また、その方法及び時期について決定を行う立場にある。これらの決定を導くための思考において重要なことは、このような投資を企図する関連企業、そのオーナー、その他の利害関係者への投資リターンに対する明確な期待である。
2. したがって、デジタル・デバイドを解消することは、商業的利害関係と責任ある行動を融合させることに他ならない。今日、これらの投資は慈善活動、技術開発支援、その他の援助の形を取り、開発途上圏からの見返りを何倍も超過している。本ステートメントにおいて、民間セクターは国際的デジタル・デバイドを是正する動きに即した投資を行うよう要望する。

3. 分析から行動に移るべきであるならば、我々は如何にして目標を達成したかどうかを判断すべきか。我々の最終目標は発展途上国における経済成長、社会発展、貧困緩和である。これらは抽象的な概念ではなく、この基準は経済活動及び国民の繁栄における進捗を計るためにも利用できる。我々の焦点は一次的には商業的なものであるが、国際団体により創設された基準に基づく測定可能な社会的成果をモニターすることも重要である。斯くして、投資効果を追跡するため、我々企業は以下の測定可能な成果を要する。我々のリターンは何か。情報通信技術の普及及び援助に関し我々が提供できることは何か。経済成長及び貧困緩和における向上はあったか。それは社会的成果として望ましいものと言えるか。
4. 発展途上国における情報通信技術に対する投資その他の商業活動における標準は変化している。GBDe の業界調査によれば、プロジェクトまたは活動の評価を含む投資検討の際に企業が用いるベスト・プラクティスは、持続可能性と対象市場に適した技術の採用である。その他のベスト・プラクティスとしては、地域で作られたコンテンツの利用への集中、初期市場を超えて継続的に活動を拡大していく能力、地域パートナーとの提携・協業が挙げられる。これらの標準の利用により、情報通信技術に対する一般の理解が深まり、多くの場合、地域の起業家精神の成長が強化される。

III. 投資における政策的フレームワーク

発展途上国において採用されている適切な政策的フレームワークは、当該国により多くのリソースを投資する民間セクターを誘致するものである。市場により必要な政策は異なるが、国外及び国内の投資家を惹き付けるためには正しい投資環境は極めて重要である。例えば、通信自由化、インフラその他の投資誘致のための税制、コンテンツ制作者のための知的財産権、全ての投資家のための電子政府政策。適切な政策的フレームワークは民間投資のインセンティブを増すと共に、発展途上国に情報通信技術へのアクセスとコンテンツによる恩恵をもたらす。発展途上国政府は国際的な民間企業によるイニシアティブ、市民社会その他の利害関係者との対話に参加し、互恵的な投資の政策的フレームワークを構築する必要がある。

IV. 慈善活動と訓練

民間の見地からすると、デジタル・デバイドは一次的には投資問題であるが、我々3団体は、情報通信技術の普及のために途上国市場における慈善活動と訓練の重要性に再度言及しておく。慈善活動と訓練は特に基本的なニーズ(食料、水、住居、衛生、安全)に関する分野であり、より一般的なニーズ(ヘルスケア、教育、生活)は対象とされていない。実際、3団

体のメンバー国の多くでは、既に発展途上国における個々の慈善活動及び訓練プログラムを通じて多大な貢献を行っている。これらの貢献は、**GDDI**によるグローバル・デジタル・デバイドを軽減するための慈善活動予算の相応の割合の投入の企業への奨励、及び **GBDe** によるメンバー企業の慈善活動及び訓練活動のための情報センターといった活動からも明らかである。本ステートメントでは、民間企業が慈善活動及び訓練分野における革新と指導を継続するよう奨励する。

我々の継続したコミットメント

この共同声明では、情報通信技術(**ICT**)の普及を援助して、経済を発展させ、かつ貧困を緩和するというゴールに向けて、発展途上国にデジタル・ブリッジを構築するという我々のコミットメントを再確認する。

- **GDDI** は、この度、3年に渡るプログラムを終了し、**CEO** 憲章を発効した。この憲章は、サインした企業が行う慈善活動の **20%**以上を、発展途上国の情報通信技術の発展に充てることを約束する。
- **GIIC** は、アフリカ、東南アジア、ラテンアメリカにおいて、テレコミュニケーション分野の自由化の利益について積極的に宣伝し、また、各国が **WTO** の **Basic Telecommunications Agreement** に署名することを提唱した。
- **GBDe** は、デジタル・ブリッジ **WG** を通じて、電子商取引サービスの発展に必要な政策的フレームワークについて **ASEAN** および **APEC** 経済に対して助言を行い、今年、発展途上国における情報通信技術への商業的投資に関する研究を終える。

我々全員が、デジタルオポチュニティー・タスクフォースを通じて、**G-8** 参加国による、開発途上世界に情報通信技術を導入する際の、政府・産業・市民社会の役割について明らかにする作業に参画した。我々は、グローバル情報社会に関する **G-8** 沖縄憲章を歓迎し、**2002** 年 **6** 月のカナナスキス **G-8** サミットにおける **DOT** フォースの業績と結果をも歓迎する。また、我々のメンバーは、国連の情報通信技術タスクフォース、および国際的フォーラムにおいても積極的に活動している。

この共同声明において、我々三つの組織が一つの民間セクターの声として話ができるように一つに団結したこと、デジタル・デバイドに橋をかけるべきというのがグローバルな運動であることを、グローバルコミュニティに対して宣言する。

過去の活動は、フレームワーク・施策の計画・研究などといったものに多様さ（豊かさ）を生み出した。今こそ、世の中を成長させるために、有望な情報通信技術とデジタルサービ

ストを導入する活動を行うべきである。

電子商取引に関する世界ビジネス会議

電子商取引に関する世界ビジネス会議(**GBDe**)は、**CEO** とボードメンバーとが、グローバルな電子商取引に政策的フレームワークを作り出すイニチアチブを主導する。**GBDe** では、世界中の **60** のデジタル経済企業が一体となり、その4年間の活動の中で、消費者信頼、サイバーセキュリティ、知的財産権、デジタル・デバイドといった、電子商取引に影響する多様にして重要な政策的課題に対応して委員構成された。加えて **GBDe** では、ヨーロッパ委員会、日本、米国に限らず、ブラジル、エジプト、フィリピン、南アフリカといった多くの国々とハイレベルでの対話を持ち、各国の政策立案者たちに対して、これら政策に関する提言を推奨した。

世界情報基盤委員会

GIIC は、情報通信技術のインフラとなる機能・機器を開発したり、配置したり、運用し、あるいは依存し、また投資したりする企業の **CEO** が集まった連合体である。**GIIC** 委員長全員も含めてこれらエグゼクティブは、情報インフラストラクチャーを世界中に迅速に普及させることに尽力した。**GIIC** は、**1995**年のブラッセルにおける **G-7** 会合において発足した。この会合は、世界の先進的社會經濟の政治的代表者が、コンピュータの力とテレコミュニケーションのテクノロジーとが変革をとげて情報社會が出現することについて、正式にかつ初めて事実として認めた場である。そうすることにより、国の代表者達は、ビジネス界の代表者達が一体となって、社會政策と通信インフラへの投資を誘発するような情報通信技術のアプリケーションを振興するように課題を与えたのである。その結果として **GIIC** が生まれた。**GIIC** の委員長達には、開発途上にあり市場が広がっている国々から出ているだけでなく先進国をベースとする企業からも出ている。

世界經濟フォーラム(WEF)のグローバル・デジタル・デバイド・イニシアティブ(GDDI)

世界經濟フォーラムのグローバル・デジタル・デバイド・イニシアティブは、グローバル・デジタル・デバイドのブリッジとなる解を3年間で得ることを求められ、活動を始めたタスクフォースである。GDDI は、グローバル・デジタル・デバイドのブリッジとなるベスト・プラクティスを見つけ、教育・施策・起業家といった三つの重要な分野について、政府・民間・NPO が協調するよう助力した。終わりの近い三年目には、GDDI を認知させる成果として Digital Development の CEO 憲章がある。この憲章は、2002年のWEFの年次会合においてベンディ・ユニバーサルが提唱し、デジタル・デバイドのブリッジのために慈善活動予算の

20%を約束することに調印する内容となっている。現在、14の先進的デジタル経済企業のCEOがこの憲章にサインしている。

Partl. C: 新興諸国政府に対する勧告

過去4年間、GBDeは、主要デジタルエコノミー企業をまとめ、声をひとつにして、各国政府やその他利害関係者に対し、グローバルな電子商取引に面した重要な政策課題について唱えてきた。これら政策の勧告は、電子商取引の成長を刺激し、経済全般に利益をもたらすであろう政策についての民間セクターの見解を反映したものである。

今年、GBDeの2つのワーキング・グループが、新興諸国政府が直面している経済的・社会的問題は発展した経済が直面しているそれらとは違うであろうという事実を認識し、新興諸国においては、いかに適切な政策の枠組みが経済成長・開発を助成でき、それによって、望まれる社会産出(social output)が創出できるのかを詳細に表している政策勧告を書いた。GBDeは、電子政府、知的財産権、その他のトピックスを含む様々な分野での適切な政策的フレームワークが、海外および国内の民間部門の投資を引き起こす助けとなり、経済成長・開発を加速させることができると主張している。このペーパーでの勧告は次のように構成されている。

- 付録1：電子政府
- 付録2：知的財産権

その他の付録は、GBDe ワーキング・グループが新興諸国向け政策的フレームワークについての記述を終え次第追加される。

付録1：新興市場の政府に向けた電子政府に関する GBDe 勧告

新興諸国の政府にとっては、電子政府の役目とその有用性を現実のものとするのが重要である。正しく適用されれば、新たな通信チャンネルと会話型サービスは、福祉、健康、教育から徴税まで、政府の基本的サービスの改善に貢献する。内部的には、新しい情報通信技術(ICT)が安いコストで短時間により良い行政効率を形作り、政府内の水平方向および垂直方向のつながりを改善する役に立つ。外部的には、情報通信技術が地元 IT 産業を活気付け、海外からの投資を活発にする。経済用語で言うと、政府は自国がe ビジネスからの恩恵をフルに受け、グローバル市場で競争力を持ち続けたいと望むならば、自身の経済にとって好ましい環境を作る必要があるということである。新興諸国はグローバル化作業と対峙するのではなく自らの好みに合うよう情報通信技術を最大限に利用しなければならない。国際レベルでは様々な国際機関によってデジタル社会の将来や標準に関する重要な決定が毎日なされている。

GBDe は新興諸国政府がこの初期段階において e-問題に取り組み、提言を行うよう勧告する。さもなければ、さらに格差が開くリスクがある。GBDe は新興諸国に対し電子政府ソリューションの包括的導入を勧告する。しかし、中期的には、新興諸国において直接情報通信技術を所有または利用できる市民の数は限られたものとなるだろう。GBDe のメンバーが、情報通信技術へのアクセス機会を増やし、PC リテラシーを育てることを目的としたプロジェクトを徐々にスタートし支援し始めている所以である。そのような支援、資源やコンサルティングの提供を受け、まさに今、戦略的焦点を正しく定め、情報通信技術を自身の仕組みにベストフィットさせることが新興諸国政府に求められている。最後に、GBDe は、電子政府の包括的導入を確実にするためすべてのレベルの政府高官が当問題に取り組むよう勧告する。

付録 2：新興市場の政府に向けた知的財産権に関する GBDe 勧告

知的財産権の保護は他地域と同様に新興地域にとって重要である。オンライン環境における強い IPR 規則が新たに出現しつつある経済にあまねく創作コミュニティ芸術家、作家、演出家、技術サポーターの成長を促進することができる。インターネットがもたらす低価格の頒布を通じ、このコミュニティは今やはるかに多数の世界中の聴衆にアクセスすることが可能である。しかし、海賊行為はこの創作インセンティブを根底から破壊することができる。

パートII：デジタル・ブリッジ アドボカシー活動

A. GBDe 主導活動

- eASEAN GBDe 2 局間対話- (マニラ、フィリピン、2002 年 3 月 19 日)

Equitable Card Networks (ECN) の会長であるロベルトロムロ氏が音頭を取り eASEAN (e-commerce arm of the Association for South East Asian Nations) と GBDe との 2 局間対話が行われた。その結果、東南アジアの政策関係者との 更なる対話の持続が約束された。GBDe と eASEAN とは、2000 年の 9 月に開催された GBDe 年次会合でのコンタクトが最初で、その際協力体制が築かれた。内容は、GBDe がデジタルブリッジのためのクリアリングハウスとしての任を担うというもの。続く 2001 年月の 東京総会にて、GBDe のアドボカシー活動は政府の最高レベルにまで達し、フィリピンのグロリア＝アロヨ大統領を夕食会に迎えスピーチを頂くに到った。

マニラにおける最近の会合では、GBDe の政策提言として、ブロードバンド (コンバージョン)、消費者信頼とプライバシー、サイバー・セキュリティ、電子行政府並びに知的財産権に焦点を当てた。プレゼンテーションはアルカテル、ダイムラークライスラー、NTT Data、Indra、日立と Vivendi Universal が担当。eASEAN 側からは、東南アジアにおける e-Commerce の状況、電子行政府、活動状況のアップデート、並びにマレーシアとシンガポールにおける e-Commerce の活動進捗報告がなされた。これに加えて、特別ゲストとして、アイラマガジーナー (前クリントン政権の国務アドバイザー)、世界経済フォーラムのジュリアンリー女史、並びに Vivendi Universal の会長兼 CEO かつ GBDe の共同議長に対する特別顧問であるベルトランドクザン氏より、デジタル・ブリッジ・セッションにおける特別講演が行われた。

- サンパウロ アドボカシー活動- (サンパウロ、ブラジル、2002 年 6 月 18-19 日)

2002 年の GBDe グローバル共同議長であるテレフォニカの提案並びに指導の下、GBDe 主催、テレフォニカブラジル並びにサンパウロ地区連邦中央産業連盟 (FIESP/CIESP) 協賛による、GBDe との『ラテンアメリカ情報社会ステークホルダー』会合が上記の期間に開催された。会合の目的は、ラテンアメリカの政策関係者とステークホルダーとの対話を推進することで、特に消費者信頼 (プライバシー、ADRs とトラストマーク、インターネットペイメント)、デジタル・ブリッジ、電子政府、並びに知的財産権に関する議論がなされた。

デジタルブリッジの分野に関しては、2000 年以降、ラテンアメリカの政策関係者並びにステ

ークホルダーへのプレゼンテーションを GBDe は行っており、Knowledge Network と GBDe Emerging Market Survey がそれに該当する。この関係で、GBDe はデジタル・デバイドに係る政府並びに関係団体の参考となる Emerging Market Investment Framework 作りに注力した。ラテンアメリカのステークホルダーを代表して、マリリアロッカ女史 (Endeavor Brazil 社長) より、1997 年以来の同社の取組みを説明した。特に、同社が支援しているのは、ブラジル、アルゼンチン、チリ、メキシコ並びにウルグアイにおける企業家育成で、同社と企業家との共同活動の目的は、リソースの収集、専門知識の共有、そして高付加価値ネットワークへのアクセス改善にある。加えて、ブラジル情報社会プログラムの総合運営者である、エドワルド＝タダオタカハシによると、デジタル発展は 2003 年の国連主催による WSIS 開催 (ジュネーブ) までの特に重要な 이슈 ー とのこと。また、その間 e-commerce は将来に向けての重要案件であり、GBDe はそれに取組む、地域的さらには国際的なメインアクターである旨、強調した。

会合の結果、5 社のブラジルの企業が GBDe の将来のメンバーとして認識された。また、GBDe は、国連の ICT Task Force のラテンアメリカ並びにカリビアンネットワーク会合にもその推進委員会のメンバーとして参加することとなった。

－ デジタルブリッジステークホルダー会合－ (ワシントン、米国、2002 年 7 月 10 日)

KT Corporation と Vivendi Universal 主導の下、グローバルデジタルブリッジ活動の主要メンバーが一同に会し、意見並びにその経験を交換した。カナダ政府のリチャードシンプソン (当時の G8 ドットフォース議長)、国連 ICT Taskforce のセルゲイカンバロフ、世界経済フォーラムを代表してのサムカールソン、GIIC のボブロジャース、メリーランド大学のアーネストウィリアムソン教授、IDRC のリチャードファックス、アフリカ・アメリカ協会のバーランドローレント、GIPI の事務デンプセイがそのメンバー。

上記のメンバーに加え、GBDe の KT Corporation と Vivendi Universal がグローバルなデジタルデバイドを解消するための活動とその視点について説明を行った。また、今後のチャレンジとベストプラクティスに関する議論がなされた。政府、民間セクター、NGO、並びに学会間での情報交換、新たな視点に基く議論、また、ネットワーク構築に資する内容となった。

B. GBDe メンバー参加型活動

－ GBDe の中東におけるアドボカシー－

Masreya の会長兼 CEO である Dr. Adel Danish の指導の下、中東における政府、ビジネス、

NGO に対する GBDe の政策提言の紹介並びに運用に努めた。GBDe は、中東と欧州との情報技術における協力体制の確立を促進してきた。Danish 氏は 2001 年に開催されたドイツ・アラブ産業省サミットで GBDe の政策提言を紹介。2002 年 6 月には Madressa II 主催のコンファレンスにて GBDe の電子行政府イニシアチブを紹介した。Madressa II は欧州の IT プロバイダーとエジプトのユーザとの関係を構築するための、欧州委員会主導のプロジェクトである。さらに同氏は、2002 年 5 月 27-29 日開催の第二回アラブ情報通信会議に出席、GBDe の政策提言の紹介に当たっている。同氏はまた、エジプトの情報通信省内にビジネスリーダーのための特別セミナーを設けることでも活躍している。

2002 年 6 月にエジプトで新 IPR 法が成立し、同氏は GBDe の政策提言に沿った法律の導入を促した。現在 e-Signature 法が次期議会で最終議論されようとしており、同氏は通信情報技術委員会の委員としてその議論に影響を与えている。同委員会は、また、電子行政府プランとその推進のための委員会を設置している。Danish 氏の GBDe の政策提言に基く同委員会における活動は積極的である。また、エジプト政府は、今後 4 年間に渡って、ITA に従って、通信並びに情報機器への関税を取り除くことを決定している。

Masreya を通じて、情報通信のためのアラブビジネスフォーラムに対して、GBDe は大きな貢献をしてきた。2002 年 1 月 14 日に開催されたグローバル情報通信 (Cairo Telecom) において、Danish 氏は Mohammed Omran 氏 (Thouraya 社会長) や、シリア、クウェイト、モロッコからの代表者と共に共同議長を務め、GBDe の政策提言の紹介を行っている。これらの活動を通じて、GBDe は、その提言活動とフィードバックを通じた重要な機関としての地位を確立した。

- GBDe の欧州におけるアドボカシー -

GBDe と GCD との協力関係の下、ベルtrandクザン (Vivendi) 主導の下、2002 年 4 月 11 日にフランスの Issy で第三回 e-Democracy Forum が開催された。また、5 月 28 日の欧州委員会との EU Expert Level Meeting では、デジタル・デバイド解消のための議論がなされ、その結果、両者の今後の協力関係の強化が確認された。また、デジタル・デバイド活動が、慈善行為というより、将来への投資活動である旨、認識が一致した。欧州委員会の紹介で、GBDe は欧州委員会主導による今後の新たな援助プログラムへの協力参加が促された。

- GIIC 北京サミット -

2002 年 4 月 23 日に開催された GIIC 年次総会にて、GBDe を代表して、Dr. Youn-Kyung Lee (KT Corp. 会長) より、デジタルブリッジ WG の活動報告がなされた。特に、企業の商業活動他に

関する Emerging Market Survey 並びに、通信サービスセクターの視点でのデジタルブリッジに焦点を当てた報告であった。

- 世界通信発展会議 (WTDC) -

GBDe の共同議長並びに ITU のメンバーであるテレフォニカより、2002 年 3 月 18-27 日に開催された上会合で、GBDe のデジタル・ブリッジに関する視点と意見に関するペーパーを提出した。(http://www.itu.int/ITU-D/conferences/wtdc/2002/)

C. GBDe-WEF ジョイントアドボカシー

- GBDe-WEF ジョイントアクションプラン -

2002 年 4 月に上アクションプランが発足した。両者の協力のもと、デジタル・ブリッジを達成するための、多国間の協力体制と議論に基く活動を促進するのがその目的である。GBDe と WEF 共同委員会にて運営かつ検討中である。

- マニラとワシントン会合 -

WEF のジュリアンリーがマニラで開催された eASEAN-GBDe 会合に GBDe-WEF ジョイントアクションプランに基いて参加。WEF のデジタル発展のための CEO 憲章について説明した。他方、7 月 10 日のワシントンにて開催された GBDe 主催によるデジタルブリッジステークホルダー会合でも、Worldliks のサムカールソンがデジタル・デバイドに関する WEF Taskforce に関する説明を行った。

- CEO Charter for Digital Development -

Vivendi Universal の働きかけで、GBDe のメンバーが上憲章にサインをしている。これは、各社の CEO 予算の 20 パーセントをデジタル・デバイドのために慈善寄付するというもの。2002 年 1 月 31 日-2 月 4 日の WEF 会合にて最初のアナウンスがなされており、現在、GBDe メンバーの 7 社がサインをしている。

以上



電子政府

2002年10月29日

議長： 日立製作所
(アジア/オセアニア) システムソリューショングループ C00
森内 康浩

議長： Jose Maria Vila
(欧州/アフリカ) Managing Director & Member of the Board
Indra

共同議長： Gustavo Cisneros
(米州) Chairman & CEO
Cisneros Group (AOL Latin America)

セクション I

はじめに

今日の現代社会は急速で絶え間ない変化のプロセスを体験している。そのため、政府はこれらの変化への十分な対応を実現できるプロジェクトを実施することが不可欠である。これが、国民と民間企業へもプラスの効果があることは間違いない。というのも、今日の情報化社会では、国の競争力や国民の生活水準は、行政のスピードと効率に、ある程度依存しているからである。

国民重視型の行政サービスの構築、それらのサービスの品質保証、近代化プロセスへの行政官や行政職員の関与の増大(新たな情報通信技術 (ICT)により提供される機会の最大限の活用など)は、政府が直面しなければならない主な課題である。

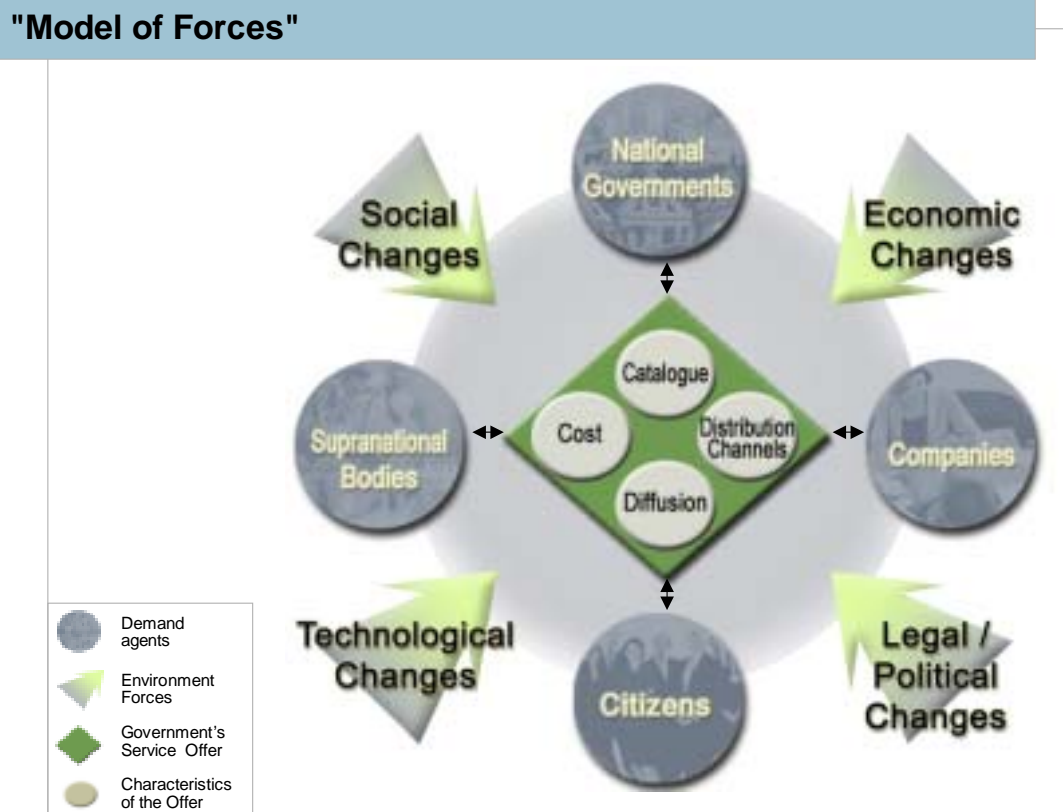
民間企業の観点から見ると、電子政府は、政府機関が有効性、スピード、品質ともに優れた行政サービスを民間企業への提供するのを可能にするものである。ICTを活用することで、政府と国民間の関係の向上に寄与する新しいタイプの行政サービスを提供することも可能である。業務効率の向上は、コストの削減につながるとともに、業務プロセスの改善のために活用することもできる。

先進の電子政府政策がない地域、国または地方自治体は、民間企業からの投資は望めない可能性があることもまた認識すべきである。したがって、電子政府を実現すれば、民間企業の効率は向上し、電子商取引の活用度は上がる。さらに民間企業が積極的に電子政府開発プロジェクトに参画していることから、ICT 関連業界は発展し、その結果国の全体的な経済発展に貢献するものと予想される。

電子政府の実現課程において、政府機関が本ドキュメントをチェックリストとして活用されることを希望する。ここで示す提言は、すでに電子政府インフラの開発に取り組みつつある国や、その推進に着手し始めたばかりの国にとって非常に役に立つはずである。

状況分析

世界中の政府プログラムの一般的な状況を、以下のような<<影響力のモデル>>として図示することができる。



- **要求因子:** グローバル化と電子化に関連して必要な超国家的組織、さまざまなレベルでの統合と結束が必要な中央政府、持続的な成長を強化するために政府によりよいサービスレベルと相互作用を必要とする民間企業および国民。
- 政府からの迅速な対応を要する**環境影響力/要因:**
 - 社会的変化
 - 経済的变化
 - 政治および法律、または規制関連の変化
 - 技術的变化

- **政府のサービス提供:** コストを削減し、最大数のチャネルでの提供が可能な、付加価値のある行政サービス一覧（カタログ）が今後も増加し、より効果的かつ広範で認知度の高いものになること。

提供の特性: このバランスのとれた影響力のモデル内で、上記の環境要因と要求因子が政府に影響を及ぼす圧力となり、新しい行政サービスの提供につながっていく。

各国政府にとって、インターネットは現在の行政モデルの安定性を変える環境影響力であり、インターネットチャネルを通じて提供される付加価値サービスを導入、すなわち公共サービスの提供およびその品質を向上させることに関連したコストを最適化することによって適切な方法で対処しなければならないものである。

セクション II

方法論

作業方法論の観点から、G2C および G2B プログラムの策定の枠組みを定義するためには、まず、G2C と G2B 間の最適関係モデルの定義等に関する GBDe のビジョンを明確化する必要がある。このモデルは、GBDe の e-Government ワーキンググループを構成している複数企業が得た実務的な国際的な経験に基づいている。

また、GBDe では、G2C と G2B 間をつなぐ新しいチャネルとしてのインターネット活用を支援するために、電子政府プログラムの枠組みも構築した。

モデル

インターネットを通じた政府と国民／政府と企業間の関係は、次のようなものであるべきである。

- あらゆる個人情報の機密およびプライバシーの保護に無条件に基づく。
- 完全な安全性と信頼性の保証に基づいている。
- いつでもどこでも利用可能な完全に実行可能なオンラインサービスを提供する。
- 面倒な手続きを軽減し、国民がサービスを得るために訪問/相談する政府の省庁の数を最小限にする。

- 異なる行政システム間の統合通信を容易にする（相互運用性）。
- 効果的かつ効率的、機動的かつ単純なものにする。
- 多重チャンネルを通じてあらゆる利用可能なサービスにアクセスできる。
- 社会的に包括的である。例えば、身体障害者を含めた全ての国民が利用できる（ハンディキャップを持つ人や非ネイティブスピーカーなど）。
- 民主統治への国民の参加を拡大し、選挙手続きを改善する（e-Democracy の実現）。
- 政府の構造を重視したものより、利用者を重視したものにシフトする。
- 政府が国民のニーズに応じたサービスを提供できるように独自化する。

電子政府の開発のための枠組み

以下の図は、電子政府の開発を推進支援するために、GBDe として推奨する枠組みであり、あらゆるレベルの政府機関と共有したいと考えているものである。



- **戦略**
政府が提供できるサービス一覧を適切に分類し優先順位づけすることがイニシアチブへの第一歩となる。これを実行するには、包括的な電子政府の途中で異なる実行段階および計画の明確な定義がなければならない。
- **プロセスのリエンジニアリング**

ICT の実際のメリットを得る為には行政的なプロセス、規則および規制を抜本的に改革（リエンジニアリング）しなければならない。官僚的なプロセスの自動化は、単に官僚制度を新しいチャンネルに移行するだけである。業務プロセスと提供される行政サービスを最適化するには、インターネットの可能性は多大である。（インターネットを介した電子行政サービス実施に必要な法改正等も行なわなければならない。）

- **バックオフィスのプロセスの自動化**

この段階は、電子化されたサービスを効率的かつ効果的に提供するのに不可欠である。自動化されたソリューションは、レガシー・システムともスムーズに統合されていなければならない。

- **インターネット窓口サービスの実現**

身体障害者を含む全ての国民が、あらゆる行政サービスを簡便に利用できるような、使いやすい単一アクセスポイントを検討し実現する。

- **評価**

政府の電子化を適切に評価するための手段と仕組みを確立する。評価結果を公表し、将来、総合的な電子政府戦略を変更または改善するための参考にする。

- **情報技術における人材**

新しい電子政府ソリューションを実施し、適切なサービスを国民に提供するためには、政府は IT 分野における優秀な人材を獲得する手段を持つ必要がある。これは、経験に基づいて IT の専門家を採用する民間企業からアウトソーシングされるサービスや、現職の公務員に新しい技術についての研修を受けさせることによって実現可能である。様々な場所にヘルプデスクを設置し、専門家を配置することによって、電子政府の利用は更に促進される。

- **通信インフラ**

国民に機敏で単純かつ信頼性と可用性を備えたサービスを提供するためには、ブロードバンドやネットワーク・セキュリティを含む通信インフラの計画と適用が必須条件として重要である。

- **促進**

社会（身体障害者を含む国民および民間企業）は、行政が提供するサービスにアクセスできるだけでなく、その利用方法を知っている必要がある。さらに、サービスが利用できることと、それらの利点は何であるのかも知っている必要がある。

セクションⅢ

電子政府実現のための民間企業の支援

今までのセクションでは、電子政府のモデルと開発促進フレームワークを提案してきた。しかしながら、電子政府のような複雑なプロジェクトの実現を成功させるための道のりは容易なものではない。一連の起こりうる可能性のある障害は、電子政府プログラムの実現を困難にする枠組みから引き出される可能性がある。

一連の起こりうる可能性には、次のようなものがある。

- プライバシー、秘密性、セキュリティの欠如
- 適切な通信インフラの欠如、ブロードバンド・アクセスの欠如
- 政府のバックオフィス・プロセスの自動化の欠如あるいは不十分
- 法や規制が、インターネットチャンネルの存在や、サービス提供のためのインターネットチャンネルの独特な利用に則していない
- デジタル・リテラシーの欠如
- 家庭でのコンピュータ普及率の低さ
- 法的に認められていない電子署名

上記のような障害を克服するにあたっては、ICT 技術および管理面での民間企業のノウハウが活用できる。したがって、GBDe は民間企業が電子政府を実行するためにどのように貢献できるかという様々なアイデアを以下に提示する。

民間部門は電子政府の実現を成功させるための道のりにおいて、以下のような点で政府を支援することができる。

1. 以下のような技術的ソリューションを提供する

- 公開鍵基盤(PKI)、例えば、電子認証書。
- 本人確認技術(スマートカード、バイオメトリクスなど)
- 政府により推進されるサイバーセンターとインターネットアクセス・キオスク。
- 対話型デジタルテレビ(IDTV)、ハンドヘルドおよびモバイルデバイスなどを通じてアクセスを可能にするマルチチャンネル技術。

- ブロードバンド・アクセスおよびブロードバンド・コンテンツ開発
- 国民を行政サービスの顧客とみなすカスタマ・リレーションシップ・マネージメント(CRM)技術の適用。

2. 望ましい電子政府機能を促進する

- 政府が提供する電子化されたサービスを積極的に利用するとともに、改善のための提案を行う。
- 民間企業のBPR(業務の根本的革新)手法を政府と共有することも可能である。
- 相互運用可能なプラットフォームの判別に協力する。
- 研究開発において政府と協力する。
- 民間企業におけるICT活用の成功例を紹介する。
- ユーザーの利便性や満足度を向上させるための戦略を提供する。
- 民間企業はさまざまなハンディキャップをもつ国民や政府職員にも受け入れられるソリューションを提供できる場合もある。
- 政府職員のICT教育に協力する(セミナー、トレーニングなど)。
- 必要に応じて、政府事業の評価に民間企業の効果的な評価手法を導入する。
- プロジェクトのあらゆる段階(開発、導入、評価、保守)においてコンサルタント業務を提供する。
- 公共事業に適したアウトソーシング・サービスを提供する。

セクション IV

提言

GBDeは、電子政府の実現に成功するために以下のような提言を政府に対して提案している。これらの提言は主に、G2CおよびG2Bのリレーションシップの向上に重点を置いている。両方の分野についての提言は、それぞれ以下に示す。続いて、グローバル化の問題について示す。

1. G2C：政府—国民間

国民に対する電子政府の総合的な付加価値を向上させるために、政府には以下のようなことが提言される。

- 行政手続きを100%オンライン化し、ワンストップサービス提供を実現する

現在、行政サービスの利用者は、たった1つの処理を完了するために、さまざまな行政機関で異なる手続きを取らなければならないことが多い。電子政府は、利用者がこれらの手続き(たとえば、書類の提出や手数料の支払)を同時に統合されたオンライン窓口で完了できるようにするワンストップのシームレスなサービスを提供する必要がある。現在の行政サービスの部分的な電子化では、まだ多くの手続きを別個に行わなければならないため、利用者の効率という点では大きな向上はもたらされない。さらに、政府機関との商取引に、手動のままでオンライン化されていない部分が残っている場合、民間企業における電子化の効果は制限されてしまう可能性がある。

- **行政改革を行い、望ましい法的枠組みを設立する**

政府機関内の業務を統合し簡略化すべきである。というのも、業務のプロセスの根本的改革をせずに、現行の行政サービスを電子化するだけでは、公共事業の効率を十分に向上させることはできないからである。さらに、これらの改革を実現し、行政機関間の相互運用性を保証するためには、法や制度を改正する必要がある。ここでの最も重要な問題の1つは電子署名の法的容認である。国民へ遠隔サービス提供を可能にするためには、これに対応する規則が必要となる。

- **インターネットを通じて国民に提供されるサービスのプライバシー、秘密性、信頼性を保証する**

国民が簡単にさまざまな情報(個人データや取引データ)にアクセス、提供および交換できるように、電子政府システムは安全に保護されていなければならない。電子政府の利用における国民のプライバシーを保証し、国民に信頼を与えるために、政府がとっている安全対策をウェブサイト上で明示すること提案する。これは、e-servicesの総合的な促進にも役立つと思われる。

- **遠距離通信インフラの開発をサポートする**

電子政府モデルの定義された特性に準拠するために、遠距離通信インフラ(特にブロードバンド)を拡大および強化する必要がある。メディアの充実したコンテンツの開発を奨励する為の全体的な目標として、最新のソリューションを試し、最小限としてブロードバンドおよびネットワーク・セキュリティを設定しなければならない。

- **国民のデジタル・リテラシーを支援する**

ICTは有益なツールにもなりうるが、それを所有し使用している人とそうでない人との間に格差を生み出すことにもなりうる。電子政府の利点を国民が十分に利用でき

るようにするためには、政府は国民がインターネットに慣れ親しめるようにする必要がある。

- **インターネットへのアクセスポイントの確立を支援する**

公共のインターネットへのアクセスポイントの数が増加すれば、潜在的なサービス利用者の数も増加し、家庭でインターネット接続されていない国民が、電子行政から排除されてしまうリスクも低下する。

- **サービスの利用手段を多角化させるための環境の整備**

電子政府サービスは、パソコンからだけでなく、モバイル機器やデジタルTVのような技術的プラットフォームからもアクセスできる必要がある。これは電子政府のメリットを拡大するために必要である。また、ネットワークアクセス設備の普及状況は国により異なる。そのため、電子政府はさまざまなデバイスを使ってアクセスできるようにする必要がある。

- **e-民主主義を振興を図るために参加と選挙の過程による新技術を適用する**

オンラインで参加することで、国民は自分の意見を直接政府機関に述べることができる。たとえば、電子投票は、選挙や国民投票のような手続きを容易にするため、国民はその民主的権利を容易に行使することができる。また、時間やお金の節約にもつながる。

- **提案された枠組みのすべての段階を検討する**

全ての段階を検討する必要がある。これにより、電子政府の効果的な導入を実現することができ、国民から否定的な反応を受けない。政府は、国民の期待を裏切ったり、公共サービスの提供に関する国民の要求を無視してはいけない。

2. G2B：政府 — 民間企業間

民間企業を発展させ、それによって好ましい経済的発展を保証するために、政府には以下のことが提言される。

- **政府の電子化プロジェクトに対する民間企業の要求が検討される制度的システムを構築する**

国民だけでなく企業も電子政府の重要な「利用者」である。したがって、電子政府プロジェクトに対する民間企業の要望が反映される制度を確立することが重要である。例えば、電子政府に関する委員会に民間部門の代表がメンバーとして参加する

こと等である。

- **電子政府の情報システムの開示および公開**

政府の情報システムは、民間の情報化を考える際の、有効なモデルとして参照されるべきである。したがって、各国政府は、公開を制限する必要のあるもの(たとえば、国家安全に関する内容)を除き、情報システムや開発プロセスなどの詳細を開示すべきである。そうすることで、民間企業や国民は、情報システムの開発方法を理解し、ICT活用のメリットを認識することができる。

- **電子政府実現のためのマイルストーンやロードマップを説明する**

政府は電子政府の目的、要旨、ロードマップを明確に述べるべきである。政府はそのようなロードマップを設定する際に民間企業の意見を取り入れるべきである。政府のロードマップに対応することにより、民間企業は効果的なICT投資を行うことができる。

- **政府の電子化の評価基準を確立し、評価結果を公表する。民間企業を評価プロセスに参加させる。**

民間企業には、納税者として電子政府の開発や効果について評価プロセスに参加する権利と義務がある。

- **手続きの電子化のメリットを明確に示す。**

政府は、電子政府から受けることのできるメリットを民間企業に知らせるべきである。例えば、政府は電子化の結果として生じた、「取引に要する時間の短縮」や「サービス手数料の増加」に関するデータを定量化し、公表することもできる。そうすることによって、民間部門は電子政府とICT活用のメリットを明確に認識することができる。

- **中央政府および地方自治体の運用方法を可能な限り統一する。中央政府および地方自治体の手続きの同時電子化を促進する。**

国民と民間企業は、中央と地方の両レベルの行政と手続きや取引を行っている。そのため、中央と地方行政で同等の手続きに関しては、同一の申請書を使うようになるなど、運用方法が統一されていれば、利用者にとって一層便利である。中央政府と地方自治体で電子化の速度が異なる場合、民間企業は電子政府のメリットを十分に享受することはできない。そのため、中央政府と地方自治体の手続きを同時に電子化することを提案する。

- 中小企業に電子政府サービスを提供するのに好ましい環境作りをする**

中小企業は資金や人材が不足している場合もあるため、政府の電子化に対応するのに遅れをとってしまう可能性がある。その結果、大企業と比べると、中小企業は一般に電子政府の恩恵を十分に享受するチャンスが狭まってしまう。そのため政府は、中小企業が電子政府サービスを容易に利用できる環境の整備に尽力する必要がある。そのような環境を実現するには、ソフトウェア、インフラ、システムから成る相互運用可能な枠組みが必要である。この枠組みは3つの要素で構成される。すなわち、(低価格に設定された)サービス手数料を支払う中小企業、中小企業に必要な製品やサービスを安価に提供する大手ベンダー、そして中小企業に助成金を提供する政府である。
- 行政サービスに関する詳細を開示する。情報開示のプロセスをスピードアップする。**

行政情報は、対応する出版やプレスリリースと同時にインターネット上で公開されるべきである。それが必要であるのは、メディア報道や、情報開示の範囲やタイミングにおける違いが利用者間の混乱をまねく可能性があるためである。たとえば、同時に公開しないことによって、企業がたった1つの事柄についての情報を入手するためにさまざまなメディアを参照する必要がある場合もありうる。
- 企業と政府間の取引における紛争をタイムリーに解決するための方法を確立する**

紛争をタイムリーに解決するための方法(たとえば、裁判外紛争処理)は、電子商取引の迅速性を維持するために必要である。これは、電子商取引におけるB2Bの紛争だけでなく、G2Bの紛争にも当てはまる。
- 利用しやすい情報提供、情報開示を促進する**

電子政府を活用することによる効率的な情報提供および開示は非常に重要である。これを実現するには、利用者が自身のシステムで直接(または会話ツールを適用することによって)使用できるそれ相当の利用しやすい形式が必要である。たとえば、行政情報をビットマップのようなグラフよりはコードデータ形式で公表したほうが便利である。
- 透過なシステムを構築し、業務上の透明性を確保する**

政府が特定の利害関係者に便宜を図ったりできないように、透過なシステムを構築し、公平な運用を行う必要がある。

3. グローバルな状況における電子政府

世界のグローバル化のプロセスとインターネットの国際的特性を考慮に入れて、各国の電子政府プロジェクトに以下の点を強く推奨する。

- **できるだけ多くの言語に対応する**

行政サービスを多言語で提供することで、より多くの国や地域の企業のビジネス機会を拡大することができる。それと同時に、より幅広い製品やサービスにアクセスし選択できるようにすることによって、より良いコストパフォーマンスで政府が製品やサービスを獲得する機会も拡大する。

- **【技術標準】 アクセス方法およびプロトコルについては、国際的に中立的水準の仕様や技術を採用する**

ICT分野の競争力は高い。既存の決まった仕様に依存すると、技術のさらなる発展を妨げる可能性がある。また、さまざまな企業による電子政府の利用を妨げる可能性もある。インターネットサービスに使用される言語については、XMLの使用が広まりつつある。しかし、仕様や技術が使用されている領域は他にもある。そのような分野では、相互運用性を促進するために共通の形式を使用したり、変換ツールを提供することが望ましい。

- **【管理規格】 国際標準または世界標準規格を促進する**

取引や手続きで使用される方法や仕様は、自由貿易とグローバル化を促進するために特定の国際標準に適合する必要がある。たとえば、メートルキログラムー秒が、国際単位(SI単位)の標準として採用されている。しかし、国の機密保護(防衛、外交など)を特に重視する一部の分野には例外が必要とされることもある。単一の形式を規定するのではなく、適合しなければならない特定の状況を設定するという解決策も考えられる。企業と政府は、ビジネス方法の標準化について検討し取り組む必要がある。

- **外国政府と協力して、グローバルな電子化と国際的なネットワーク化を実現するために尽力する**

ビジネスは急速にますます国際的になりつつある。さまざまな政府間で迅速な通信を行うためには、信頼できる国際的なネットワークが必要である。同様に、民間企業が本国政府を通して外国政府機関と通信する場合にもこのようなネットワークが役立つ。

- **入札のために必要な資格と標準、およびそれらの設定理由を公表する**

入札資格に関する政府の情報が企業に透過であると、企業は入札を行うかどうかを

決定するのが容易になる。これにより、従来の国内入札だけでなく国際入札も促進される可能性がある。

- **国際的な電子商取引関連の行政業務(たとえば、貿易/輸出入業務)の電子化を最優先する**

税関や輸出入規制の管理には、多数の省庁が関与している。現在、各国において、多数の様々な省庁や税関が輸出入規制の管理に関わっているため、企業の手続きに要する手間は多大である。この壁を取り払った、ワンストップ、ワンポータル化の実現が望まれる。

- **電子商取引の手続きに対する裁判外紛争処理の適用を国際レベルに拡大する**

電子商取引では、企業が外国政府と紛争を起こす場合もありうる。そのような場合、一民間企業が紛争を解決するのは困難である。そのような紛争に対処するために、政府間で取り決めを行う必要がある。

セクション V

国際的ケーススタディ: 電子政府データベース

電子政府ワーキンググループの成果の 1 つとして、電子政府データベースを作成し、GBDe 公式ウェブサイト(<http://www.gbde.org>)の電子政府セクションにそのデータベースを公開している。このデータベースは、世界中のさまざまな国の電子政府プロジェクトのレポートで構成されている。このデータベースの目的は、GBDe メンバー各社とさまざまな政府の双方が、世界中の電子政府プロジェクトの発展に追従できるようにすることである。このデータベースは、国際的な経験共有のためのプラットフォームとしての役割を果たし、それにより、包括的な電子政府プロジェクトの迅速な開発を促進するはずである。

このデータベースの特に重要とされる点は、中央、地域、地方の 3 つのレベルの電子政府の取り組みに関する役立つ参考例を提供することである。さまざまな行政部門に関して、機能領域が区分されている。分類によって、使用される技術的ソリューションと、提供されるソリューションの範囲が示されている。このように電子政府の経験を分類することは、政府に価値を提供する鍵であると確信する。さらに、このデータベースは、ソリューションの実装に関する内容に直接リンクされている。

以上



知的財産権

2002年10月29日

議長：
(米州) Steve Case
Chairman
AOL Time Warner

共同議長：
(アジア/オセアニア) 富士通
特命顧問
鳴戸 道郎

共同議長：
(欧州/アフリカ) Thomas Middelhoff
Chairman & CEO
Bertelsmann

IPR Enforcement Online (as of 2002/10/7)

GBDe IPR Working Group は、従来、知的財産権の保護の一般原則(1999年)、知的財産権に特有の notice and takedown 手続(2000年)及び技術的保護手段(2001年)を検討してきた。当WGの当然の進展として、パリ会議のレコメンデーションでの出発点としてのエンフォースメントの問題に焦点を当てるものである。このペーパーは、GBDeの活動範囲に合わせるといふ理由だけでオンラインにおけるエンフォースメントを扱い、オフラインにおける侵害(piracy)については、重要な問題ではあるが、ここでは扱わない。

デジタル環境はあらゆる利害関係者にとって広範囲の可能性を提供する。特に、技術発展によって、インターネット環境は、ユーザがウェブサイトによって提供されるフラットなコンテンツを利用する中央集約的な機構が、より廉価な接続性と迅速さを伴ったより強力な装置が実現されることで、消費者によるより高価なオンラインコンテンツへのアクセスを提供する機構へと変化する。ブロードバンド時代の開始によって、以前は不可能であった方法による知的財産権へのユビキタスなアクセスが可能になった。このことは知的財産の流通の促進だけでなく、アクセスを可能にする装置やサービスへの消費者の欲求をも刺激する。

知的財産の侵害 (piracy and counterfeiting) は、世界的なオンライン上でのコンテンツ配信の持続的な発展を危うくするものである。オンラインの知的財産権の合法的な市場及びそれと関係するアクセス機器やサービスは、侵害行為が十分に掌握されてはじめて、その潜在力を顕在化することができる。かかる行為への効果的なエンフォースメントがなければ、知的財産権に関する合法的なオンラインビジネスは発展しない。

以下の提言は、以上の点から特に重要な(1)直接的な侵害者に対するエンフォースメント、(2)刑事法におけるオンライン侵害の定義、(3)知的財産権を保護する技術的手段の回避(回避技術やサービスを含む)の禁止について触れる。

(1) 直接的な侵害者 (Immediate Infringer) の責任

1999年のGBDe責任問題グループ及び2000年のNotice & Takedownに関する提言の背後にある原則の一つは、直接的な侵害者が責任を負うべきということにある。この原則は、一般的な文脈のもとで責任原則として妥当するものである。このことは、デジタル環境において違法行為を行った者が直接的な違反者であり、第一次的に責任を負うべきであるということの意味する。しかしながら、特殊な場合には、1人の違反者以外の者によって責任を負担されうるばかりか、直接的な違反者を越えて責任を負担する場合さえある。この考え方の

延長線上で、米国のデジタルミレニアム著作権法や欧州の電子商取引指令が、一定の条件を充たす場合に、仲介者(intermediaries)が著作権侵害による金銭賠償責任から免責されるセーフハーバーを規定している。その際には、依然として権利者は、直接的な侵害者の責任を追及することができる。いずれの枠組みも、侵害であることが、金銭賠償責任からのセーフハーバーとして正当化される程度に明白である事実を実際に認識していた場合には、仲介者に対して、ネットワーク上の侵害コンテンツを削除したりアクセス制限したりすることを要求している。また、両制度は、差止めによる救済についても規定している。

この原則は、権利者がセーフハーバー原則によって保護される仲介者の業務を前提としたうえで、権利者が侵害者の責任を追及できる枠組み全体の中の重要な要素といえる。

以下の提言は、知的財産権のオンライン上の効果的なエンフォースメントに必要な事項を明確にすることを目的とする。

(i) 入手可能なデータへのアクセス

権利者が、権利行使するために適切な手段をとるためには、侵害者とされる者を特定することが必要である。当外情報は、仲介者によって法執行機関等の第三者に利用可能になる他、WHOISデータベース等の一般に利用可能なデータベースによっても利用可能である。

GBDe 会員企業は、第一次的な侵害者に関するデータへ合理的なアクセスが、オンラインエンフォースメントの重要な要素であることに同意している。このデータには、第三者によって保持されているオンライン取引に関する情報や捜査上で法執行機関によって獲得されたデータが含まれる。同時に、法執行機関や民間の当事者が、証拠として必要な合法的なデータの開示を要求できるような手続が必要である。その際には、サービスプロバイダ等の仲介者のデータ開示からの免責と追加的なコスト負担は補償の措置が必要である。

(ii) データ保存(retention) と保全 (preservation)

IP アドレスやドメインネームのような技術データは、オンライン上の知的財産権侵害の捜査において重要である。侵害者の特定に関するデータは、通常は、サービスプロバイダのような第三者によって保持されている。当該データが、利用可能でない場合には、違反者は、特定されないし、捜査はそれ以上進まない。GBDe は、侵害者の特定に必要なデータについて、オンラインサービスプロバイダが、その通常の業務において保持している場合、もしくは侵害訴訟や刑事捜査のための特定の請求によって保全されている場合には、サービスプロバイダにとって不当に負担にならない

範囲で、法執行機関に利用可能でなければならないと考える。政府は、当該データを利用可能にすることによって生じる仲介者のコストを回復する仕組みを作るべきである。GBDe は、仲介者によって保持されているデータの利用可能性が、各国のデータ保護法によって一定の制約を受けることを認識している。

(iii) データの保護

データ保護は、電子商取引の法的枠組みにとって本質的な部分を占めるものである、消費者信頼にとっても重要である。消費者がデジタル環境において信頼感をもってはじめて、電子商取引の真の繁栄がある。実際、GBDe は、消費者関係のビジネスにおけるデータ保護に関する多くの重要な原則に合意している。この目的は、消費者信頼や電子商取引の発展を促進すべきインターネット上の知的財産権の保護と両立するものである。データ保護法は、データ主体の利益とのバランスにおいて、侵害行為の捜査等のエンフォースメント目的でデータが開示されるためには、一定の制約を受けるものである。データ保護のルールは、データの保存や保全等の知的財産権のエンフォースメントにおける（データ収集等の）必要性も加味して解釈等されるべきものである。

(2) ネットワーク環境における刑事罰の対象となる侵害

侵害行為は、知的財産権を扱う企業にとって重要な問題である。毎年、当該企業はこうした犯罪行為によって何十億ドルもの損害を被っている。独立系の調査会社によれば毎日35万本もの映画が無断でダウンロードされていると見積もっている。音楽産業も2001年に無許諾ダウンロードによって、5億5000万ドルもの損害を被ったとされている。問題は、送信の速さ、コンテンツの質及びインターネットのグローバルな性質のために、より顕著である。侵害行為は、最小限のコストと低い発見リスクもとでグローバル規模での大衆にとって身近である。ブロードバンド時代の到来によってこの現象はより顕著となりうる。

コンテンツ流通の形態の変化に伴い、どのような行為が刑事罰の対象となる侵害にあたるかを明確化する必要が生じる。デジタル世界においては、他人に属する知的財産の違法な複製や配布によるより実質的な損害が生じうる。

伝統的な刑事法上の定義によれば、違反者が経済的な利得を得るという動機をもつという意味で、利益を得る目的や商業的規模といった要件が含まれることが多い。こうした基準は、すでにアナログ世界でも限界に達しており、問題はデジタル世界においてより顕著である。それゆえ、オンライン上の侵害者が、商業的実体ではなく個人であることも一般

的である。

こうした問題の解決のために、どのような行為が刑事法上の侵害であるかを明確にすべきである。

GBDe としては、刑事法上の侵害については、知的財産権の故意 (willful and intentional) の侵害行為が定義の出発点にあるべきと考える。侵害者の主観的な動機は、商業的利益が直接的か間接的か、また単なるいたずら目的かを問わない。TRIPS 協定のメンバーは、故意の侵害行為によって、権利者の重大な損害が生じている場合には、刑事罰を課することとすべきである。

(3) 技術的保護手段の採用と保護

産業界によって合意された標準的で互換性のある技術的保護手段の採用は、オンラインにおける知的財産権侵害に対抗する重要な要素の一つである。技術的保護手段の採用の促進、適用範囲、要件については、1999 年及び 2001 年のペーパーに記されている。

以上



Global Business Dialogue on Electronic Commerce

税制

2002年10月29日

議長：
(欧州/アフリカ)

Volker Jung
Member of the Corporate Executive Committee
Siemens

共同議長：
(アジア/オセアニア)

三井物産
上席執行役員・IT推進部長
佐伯 基憲

共同議長：
(米州)

A. Charles Baillie
Chairman & CEO
TD Bank Financial Group

はじめに

税制は、近年の **Network** 化された経済の成長に多大の影響を及ぼしてきました。**Network** 化された経済の成長を確実にするため、各国政府 並びに産業界は、互いに協力して適切な税制を導入し、この **Digital** 化された市場を活性化していかなければなりません。税制に関する政策により、各国政府がもつ徴税権の正当性を明確に示す必要があると **GBDe** は考えております。税務政策を明確に示すことにより、各国政府は、公共 **Service** の資金を確保することができますし、産業界は、競争上の不公平を取除くことが出来ると思います。このような国家の必要性和世界の状況とをうまく **Balance** させることの出来る税制を実現するため、**GBDe** は、各国政府と産業界の間の対話に参加し、この極めて重要な問題を国際的に、各地域毎に そして、各国毎に、解決していく決意であります。

税制に関する基本原則

GBDe は、各国政府が、以下の基本原則にそって、**Network** 化された経済に適合した税務政策を実施するように提言します。

1. 中立性: 税務政策は、事業会社や消費者が伝統的な商売 **Channel** ではなく、電子的な流通経路を選んだとしても、そのことにより不利に扱われることがあってはなりません。商品や各種 **Service** は、流通形態が異なっても、同じ税務上の扱いを受けることが必要です。又、納税負担は、伝統的な流通経路で取引している事業会社や消費者より電子的手法で取引している事業会社や消費者の方が重くなるようなことがあってはなりません。二重課税や二重非課税（例えば、消費税がある取引に賦課される場合、ある国の業者によって消費税が徴収されるのであれば、同じ取引に関して徴税権を持つ別の国の業者によって別途消費税が徴収されることがあってはなりません。）又、その他の競争を歪める行為は避けねばなりません。

2. 簡索性 : **Internet** による取引を含む、全ての形態の取引に関する法規制は、簡素で、明快で、且つ、その適用が容易でなければなりません。政府は、税制を出来るだけ簡素にして、国内の取引であろうと、国際的な取引であろうと、事業会社や消費者が電子的に取引を実施する際に、事業会社や消費者の納税負担に違いがないようにしなければなりません。税務当局は、最新の技術を活用して、税法を遵守する費用を削減する

ように対応しなければなりません。

3. 公平性： 特定の分野の電子商取引事業者が不当に高い税金を払わなければならないようにしてはいけません。金融機関、電子商取引の基盤提供会社、又は、通常取引の場合には、税金を支払う義務のない関係者に、電子的に取引される商品に関する徴税の義務を負担させてはいけません。納税負担を効率的に分散する自動納税 **System** の開発調査研究を実施しなければなりません。

4. 実行性と技術的な効率： **Network** 化された市場の出現により、従来の税制を強制的に実行するのが、難しくなってきました。結果として、競争問題が生じる可能性がありますので、政府と産業界は、効果的な徴税を確実に実施するために信頼できる **Compliance Model** を開発するために協力しなければならないと **GBDe** は考えております。そのような **Model** は、合理的で、技術的に実現可能であり、不必要な負担や経済的なゆがみがないものでなければなりません。**GBDe** は、この問題に系統的 且つ 世界的な規模で取組んでいる **OECD** の継続的な活動を支持します。

5. 国際的な調整と一貫性： 世界中の税務政策は、調整され、世界的な規模で実行される **Model** との一貫性が保たれていなければなりません。**GBDe** は、そのような調整を実現するための最適な手段として、**OECD** を支持します。各国政府が実施する個々の施策は、**OECD** の指針や税制 **Model** に適合していなければなりません。

6. Network 社会に適合した税制の枠組み： 各国政府は、税務政策が **Network** 社会の成長に及ぼす影響をよく理解しなければなりません。例えば、事業会社が自己の判断で採用することの出来る重要な手段のひとつは、従業員への報酬の支払い方であると云えます。企業の収益や価値創造への従業員の参加は、現代では、不可欠であり、**Stock Option** などの株による報酬の支払いは、世界中の多くの企業が採用しております。このため、株による報酬の支払いに関する各国の税務措置は、世界的な規模で事業を展開する企業にとっては、重要な関心事です。更に、政府は、企業がその従業員を教育して、情報化社会の革命的とも云える変化に備えさせるのを妨げてはなりません。

世界の間接税制

GBDe は、各国政府は、消費者が国内で実施する取引に関して消費税を徴収する合法的な権利を有していることを理解しております。**Asia** や中南米や欧州では、ほとんどの

国がなんらかの消費税を導入しており、**Network** による取引や通常の取引の両方に課税しております。ほとんどの電子商取引の場合、商品は、**Network** 上で発注され、消費者に物理的に配達されますので、政府は、消費税を簡単に賦課することが出来ます。**B2B** 取引の場合は、同様に納税に関する心配は、ほとんどありません。しかし、ある国の **Network** 業者が（音楽、**Video**、**Software**、書籍などの）**Digital** 商品を **Network** を介して、別の国の消費者に直接販売する場合は、政府は、これらの取引に消費税を賦課することが難しくなります。このため、各国政府は、競争上の歪みを是正するだけでなく、税務上中立な市場環境を守りつつ、既存の税収入を確保しなければならないと云う難しい状況に置かれております。

GBDe は、公平 且つ 世界的な規模で実行できる **System** を作るように各国政府に要求します。**GBDe** は、世界中の政府が受け入れることが出来る「電子商取引に関する税制原理」を各国の税制に適用させることにより、各国の税関連の法規制が一貫性を欠いたバラバラな状態になるのを防ぐため、各国政府と協力している **OECD** の現在の活動を支持します。

AMERICA 地域

Canada

Canada の税務当局（**CCRA : The Canada Customs and Revenue Agency**）は、最近、電子商取引への付加価値税（**GST**）の賦課に関する検討書を発表しました。この検討書に記載された原則は、国内の **VAT** については適用可能ですが、**VAT** 以外の売上税には適用できません。

この原則は、ほぼ **OECD** の原則に準拠しておりますが、いくつかの乖離があります。特に、「**Service**」か、「無形の個人資産」かの議論の内容が **OECD** の原則と異なります。「**Service**」を「無形の個人資産」として定義すると、国際的な電子商取引は更に難しくなります。この検討書は、産業界と政府の共同技術検討会が作成しましたが、その検討会では、いくつかの点で意見が一致しませんでした。**Service** の無形個人資産としての扱いは、そのような意見が合わなかった問題のひとつでした。政府の立場は、**Service** を無形の個人資産として定義する立場に近いように思われました。

この検討書は、**Canada** に特有と思われるひとつの概念を開発しました。電子商取引会社が **Canada** 国内で事業を実施するかどうかを決めるに際して、「**Place of Operation**」試験を実施するようにこの検討書は推奨しています。これは、いくつかの点について事

実と環境の検討を要求するものです。理論としては優れているようですが、実際に適用するのは、難しく、簡素性の原則からはずれています。この試験は、検討書で重要視されていない事項を最低でも **10** 件ほど検討することを要求しております。

この検討書は、現状の法規制の下で **OECD** の標準に合わせることの難しさを証明しました。しかし、驚くべきことに、この検討書は、法規制に基づく具体的な措置については、一切言及しておりません。

VAT に基づかないこのような国内の売上税は、かなり限定的な範囲の **Service** について徴税するものと云えます。例えば、あまり取り上げられていない分野は、**Computer Service** ですが、この分野は、とくに難しいと云えます。そのような税金を賦課しようとしている国の多くが、この分野の法規制の検討を開始しました。

米国

米国では、税務政策の焦点は、外部業者 (**Remote Vendor**) (即ち、州内に物理的拠点をもたない業者) の扱い方です。ある州で物理的な拠点をもたない業者が商品その州の消費者に販売する場合、その州の売上税や消費税を徴収して納税する義務を負うべきかどうかの検討にあります。現状では、業者は、物理的な拠点を構えている州の消費者への販売分についてだけ、売上税を徴収し納税する義務を負っています。これは、米国の最高裁がそのような義務は、州や地方の売り上げ税法がそれぞれ異なっているため、これに対応しようとする、対処方法が極めて複雑になり、州間取引業者の納税負担が重くなり過ぎる、これは、憲法の平等の精神に反するとの判断をしているためです。

州政府は、遠隔販売に関する税収が無くなることを懸念し、遠隔業者 (**Internet** を介して取引をしている業者を含む) は、すべての州において売上消費税を徴収して納税するように合衆国議会に要求しています。現在までに、合衆国政府は、この問題については、決定保留としております。合衆国政府は、検討委員会を設置しましたが、この委員会は、まだ正式な提言をまとめるには至っておりません。このため、合衆国政府は、電子商取引に関する新規課税や差別的な課税の制定を一時停止する措置を決定しております。この一時停止措置は、売上税の徴収を規定する現行の法規を問題にしたり、改訂するものではありません。しかし、この一時停止措置の期限が、**2001年10月** でしたので、合衆国議会では、内容の異なる数多くの提言が出てくる結果となりましたが、最終的に、この一時停止措置は延期され、州の売上・消費税制が改訂されることとなりました。米国の **Internet** による販売に関する新規税制の導入停止措置は、**2003年11月1**

日まで継続されることとなりました。

議会において、検討活動が切迫し、盛り上がってきた結果、半分以上の州においては、売上・消費税の管理を簡単にして、近代化するための **Model** 法規制の導入が検討され、州の売上税の改訂が自主的に進められました。

合衆国国内の地方行政政府は、特別な事情がない限り、売上・消費税を賦課することは出来ません。これは、合衆国最高裁が州間の取引を阻害するものとして禁止しているからです。新しい形態の取引が出現してきただけでなく、従来からある通信販売業者が電子的手法を取り入れることにより、業績を伸ばしているため、合衆国内の地方行政政府は、収入が失なわれることを懸念すると同時に、地元の業者が競争上不利になることを懸念しております。

合衆国最高裁の裁定に従うため、若しくは、合衆国議会を説得して関連の法規制を通過させるため、数多くの州が **Streamlined Sales Tax Project** を支持しております。この **Project** は、税務に関する共通の辞書と税額を決定して、売り上げ税を徴収する簡単な方法を開発することを目的としております。およそ **38** の州がこの **Project** に参加しております。

この **Project** は、最近、大幅に推進されてきておりますが、本当に均一の **System** を実現するためには、まだ大きな障害があります。技術的な解決策を実現できれば、十分な均一性が達成されるだろうという期待があります。

小規模な技術検討 **Project** が一年以上継続されてきております。

この **Project** の目的は、**2005 年 12 月 31 日**までに、具体的な **System** を完成することにあります。

北米における展開に関する GBDe の見解

Canada と米国の国内の消費税 **System** は、遠隔販売の場合に **Cross-Border** な徴税義務を賦課することの難しさを実証しています。これらの 2 カ国が直面している問題は、以下のことを解決することの重要性を明らかにしています。即ち、いかなる形式の **Cross-Border** な消費税徴収体制であっても、連邦 **Level** と地方行政 **Level** の消費税・売上税がバラバラであるうまく機能しないと云うことです。

Canada における展開に関する GBDe の見解

(例えば、Place of Operations Test について)

GBDe は、Internet に関する差別的な税制に関する米国の Moratorium の延長を支持します。そのような Moratorium は、税制に関する責任や合法的に徴収できる消費税の徴収を避けることが目的ではなく、Internet への課税に対する思慮深く、世界的な反応を可能にし、州政府 ならびに地方行政に売上税 System を劇的に単純化するための時間的余裕を与えております。GBDe は、州の売上税 System を実質的に簡素化すると同時に、管轄標準を明確にするのを支持します。GBDe は、又、Internet に関する課税を除去する努力を支持します。

中南米

中南米の税制は、Cross-Border な電子商取引を推進する上では、一般的には、好ましくありません。

中南米は、一般的に、税制の基盤があまり発達しておりませんので、税制の環境が流動的であるのが特徴といえます。Mexico だけが OECD に加盟しており、税制に関する条約を締結している国は、総じて、限られております。

中南米の国々は、財政的な領域を守るために、源泉税に極めて依存しております。

これらの国々では、地方行政 Level で賦課される極めて多数の税金に加え、付加価値税や非付加価値税を含む、数多くの売上税が課せられております。

欧州/Africa 地域

VAT に関する以前の国際 Rules では、顧客が企業か消費者かに拘わらず、又、顧客が EU の域内・域外に所在するに拘わらず、EU 域内に拠点を持つ企業は、Network から Download される商品を販売した場合は、VAT を徴収しなければならないということでした。一方、EU 域外の企業は、Network から Download される商品を EU 域内に居住する消費者に販売しても VAT を徴収する必要はありませんでした。この状況は、欧州の政府並びに 企業にとって、次の 2 つの理由で懸念事項となっていました。第一に、税収入を失う可能性があること。これは、(夫々の企業にとっての売上の重要性は別として)一般的に、失われる税額は、極めて小さいことが確認されております。第二に、徴税上非中立の環境となっていること。例えば、ドイツの業者がドイツの消費者に Software

を **Network** から **Download** する形で販売した場合、消費税を徴収する義務があります。しかし、同様の商品を販売する米国の業者は、**VAT** を徴収する義務がありません。この結果、税金の扱いにおいて、競争上の歪みが生じております。

2002 年 5 月 7 日に欧州委員会は、**Radio** や **TV 放送 Service** と電子的に供給される **Service** に適用する付加価値税に関して指令を出しました。その同じ日に、電子商取引に関する追加の措置として、間接税 (**VAT**) の分野における行政協力に関する **Council Regulation** が発行されました。

この指令は、以下の 2 つの部分から構成されております。

- ・ 電子的に供給される **Service** に関する供給地 **Rule** : 「**non-taxable person**」(即ち、**B2C** の顧客)へ「**non-established taxable person**」(即ち、基本的に **EC** 域外の供給者)が **Service** を提供する場合は、電子的に **Service** が供給された場所を「**non-taxable person**」が拠点を持っているか、住所を定めているか、通常居住しているか、している場所とみなす。**Annex** によれば、電子的に供給される **Service** とは、**Web-Hosting**、**Software**・情報・音楽・映画・**Game** の供給、などを意味します。
- ・ **Non-Established Taxable Person** が **Non-Taxable Persons** に電子的な **Service** を供給する場合の特別規則 :

この **Sixth VAT Directive** への **Amendment** の提案は、幅広く論議を呼びましたが、**EU** は、この問題に法律的な解決を試みた最初の政府です。この **EU** 指令は、**Digital** 化された商品や **Service** を **Network** を介して販売する業者に **EU** の加盟国の一つに登録して、**VAT** を徴収するように要求しています。そして、**EU** の消費者向けの全ての販売について **VAT** を徴収して、登録した国に納税しなければなりません。

欧州における展開に関する **GBDe** の見解

GBDe は、正当な徴収権のある税金を徴収するために、**EU** が **Sixth VAT Directive** を改訂すると判断したことは、評価・理解します。

しかし、この **Directive** は、いくつかの重要な問題を未解決のままにしております。現在の技術的能力の限界を考慮すると、税金を徴収するために誠実な努力を企業がしても尚責任を追及される可能性があること、本質的に **Voluntary** な仕組みを強制することができるのかといった懸念があること、一部の利害関係者には、競争上の歪みが継続して存在すること、などがあります。

しかし、Asia/Oceania 地域には、**Game Software**、**Video**、音楽などの **Digital** 商品を生産している数多くの企業があります。これらの企業にとって、**EU** の **e-VAT** 問題は、**EU Directive** が **2003** 年に施行された時に電子商取引にどのように取り組むかという重要な問題となります。この理由は、**e-VAT** 法制で要求されていることを満たすことが簡単でないからです。恐らく、年間 **10 万 Euro** より多くの売上のある企業の数、現在では、極めて限られていると思われます。しかし、今後は、急速にその数が増えると思われますので、これらの企業にとって、**EU** の **e-VAT** 法制は施行前から極めて深刻な問題として捉えられております。

更に、詳細についてみると、単一国に登録するというやり方は、**Digital** 化された商品の取引に **EU** 及び **EU** 域外の企業が適用しなければならない税率と完全には、調和しないものです。**GBDe** は、又、**Digital** 化された情報に対して、現在提案されている課税方法では、消費者が同じ目的で商品を買っても、その商品を **Online** と **Offline** で買うのでは、税制上異なった扱いを受けるということになり、税の中立性の原則に適合しないという懸念を持っております。

以上の様な理由で、**GBDe** は、いろいろな政策上の都合により **Off-line** で販売される同等の商品に低い **VAT** 税率が適用されている現状を考慮して、**online** で発注された商品や **Service** が公平、且つ、差別的でない **VAT** の扱いを受けることが出来る様に、**Sixth VAT Directive** のいわゆる **Annex-H** を見直す様に **EU** に要求します。

税制問題に関する多数決の問題は、残念ながら、**Nice Treaty** により未解決のままになっておりますので、**GBDe** は、欧州における **VAT** を調和させるため、この問題を **2004** 年の **Intergovernmental Conference** で検討する様に **EU** 加盟各国に要求します。又は、加盟国の第一 **Group** の中でこの目的が達成されるように協力を強化する手続きをとる様に **GBDe** は **EU** 加盟各国に要求します。又、**GBDe** は、全ての業者による **EU** 域内への **Digital** 商品の販売について単一の税率を適用することなどにより、競争上の歪みを除去するか軽減するためのやり方を出来るだけ検討するように **EU** に要求します。**GBDe** は、より幅広い視点に立って、税制の簡素化を実現し、納税負担を軽減しようという **EU** の目的を支持しますが、**EU Directive** の現在の案は、税制に関するいろいろな問題を解決しようとする各国税務当局の努力を無にするものであり、他の問題へのよくない前例となることを懸念しております。

GBDe は、最近提案された改訂案は、長い検討の第 **1** 歩であり、更に、多くの対話を継続していき、いろいろな懸念を適切に解決していく必要があると了解しています。こ

の意味で、**GBDe** は、**EU** との直接対話をもつ機会や世界中の政府と別途対話する機会を歓迎します。これにより、全ての関係者に恩恵がある形で電子商取引に関する税制問題を検討していきたいと思えます。

Asia/Oceania 地域

GBDe は、**Asia/Oceania** 地域の各国における **VAT** の調査を実施しました。その結果、**EU** 加盟国の **VAT** と較べると、この地域の **VAT** 税率は、比較的低いことが判明しました。唯一の例外は、**China** (17%) と **New Zealand** (12.5%) です。**Malaysia** や **India** などの国では、**VAT** 法制そのものが未だ制定されておりません。このため、**Network** を介して販売される **Digital** 商品に賦課される **VAT** 問題は、この地域では、あまり注目されておりません。

China

China では、**VAT** (付加価値税) は消費税と分けられております。**VAT** か消費税のどちらの税金が賦課されるかは、商品や取引の内容によって決定されます。しかし、**VAT** と消費税が同時に賦課されることは、極めてまれです。

China は、最近、消費税を **Online** の取引にも適用する意向を表明しました。関連の法規がこの方向に向けて目下準備中です。

India

India では、取引が **Online** で実施され、商品が物理的に配達される電子商取引に関しては、国内の取引の場合は、中央政府の売上税か、州政府の売上税かのどちらかが、賦課されます。国際的な取引の場合は、関税が課せられます。適用される関税の税率は、商品 及び 関連の法規により商品毎に決められております。

しかし、**Network** を介して商品が供給される **Digital** 商品の取引については、現在、そのような取引に関する税金の規定がありません。

a) 売上税：**India** では、売上税は、州の売上税法に基づいて夫々の州政府が賦課します。又、中央政府の売上税法に基づいて中央政府によっても賦課されます。州は、州の中で発生した売上に売上税を賦課します。一方、州間の取引で発生した売上に対しては、中央政府が中央政府の売上税法に基づいて課税します。

輸出や輸入で発生した売上は、中央政府や州政府の税法によっては、課税されません。

b) 関税: 輸入された商品については、関税法で決められた税率で関税が課せられます。

c) VAT の概念: VAT は、売上税の形態だけです。この概念は、目下、見直し中であり、India 政府は、2003 年 4 月以降に、VAT を適用するべく準備中です。

Japan

日本政府は、公式には、消費税については、「OECD Working Party 9 on Consumption Taxes」と「OECD Consumption Tax Technical Advisory Group (TAG)」の提言に同意しています。即ち、B2C 取引に関する簡単な登録ベース徴税 System に同意しています。日本は、消費税 System を持つ主要国の一員として、(i) 競争の歪み問題 と (ii) 現在と将来の税収入を喪失する可能性問題、と云う欧州各国の懸念を共有しています。しかし、OECD が推奨する簡単な登録 System を採用する法規制を実施すると日本政府が決めたとしても、そのような System を実際に構築するとなると、OECD が定めた条件を実現するのが難しいことが分かります。これらの条件とは、(i) 納税負担を最小化すること、(ii) 登録のしきい値を適用すること、(iii) 税制の遵守を確実にするための管理・強制手段を講じること、です。簡単な登録 System の具体的な実行が、難しいと云う現状を考慮に入れても、OECD が推奨する中期的な徴税 System の技術的な検討を実施することは、価値があると思われれます。さもないと、消費税 System のない国々の関係者は、永久に行き詰まることになってしまうでしょう。(即ち、Digital 化された商品の Cross-Border な B2C 取引では、間接税は課せられないことになってしまいます。)

経済産業省(METI)は、最近、OECD の Working Party 9 と Consumption Tax TAG Report への Public Comment の募集に対して、技術的な検討案を OECD に提出しました。日本政府の提案は、企業と消費者にの納税負担を削減することに注力しており、複雑な国家の統治問題を最小化することも目的としています。経済産業省の提案である「Multinational Hybrid」方式では、消費者と取引する業者は、通常の国の登録 Model ではなく、多国間協定に沿って、新たに設立される「Global Vendor Registration Body」に取引報告を提出することになっております。

「Global Vendor Registration Body」は、それから、業者と消費者の夫々の国の税務当局と消費者に取引報告を送ります。これを受け、消費国の Trusted Third Party (TTP) が消費税を消費者から徴収し、それを消費国の税務当局に送金します。税務当局は、送金された金額を Global Vendor Registration Body から受け取った取引報告と照合します。この方式では、EU の Sixth VAT Directive や OECD によって推奨されている簡単

な登録 **System** の場合と違って、業者は、**100** ヶ国以上の **VAT** 実施国の夫々の税務当局に登録する必要がなくなります。（これより、業者側の納税負担を削減することが可能となります。）更に、業者は、消費国の税務当局の強制力に直接さらされることがありませんので、統治問題も最小化することができます。

Korea

韓国では、財務経済省が **2001** 年に **10%** の **VAT** を **online** で取引される **Digital** 商品に賦課すると発表しましたが、検討作業は、棚上げされております。

Philippines

比国では、物理的な商品に関する **VAT** は既に導入されております。税務当局は、**VAT** を **online** で取引される **Digital** 商品に一刻も早く賦課するため、昨年から電子商取引に関する課税法規を熱心に検討しています。**Online** で取引される **Digital** 商品に関する **VAT** は間もなく導入されると予想されております。

Taiwan

台湾では、**Online** で取引される **Digital** 商品に **VAT** を賦課するための明確な法律はまだ導入されていません。しかし、商習慣として、**Online** の **Digital** 商品を販売する国内の業者は、**5%** の **VAT** を消費者から徴収し、税務当局に納税しています。**Online** の **Digital** 商品の **Cross-Border** な取引については、業者は、それぞれの地域の税務当局に取引を報告し、その指示に従うことになっています。

Asia 地域における展開に関する **GBDe** の見解

GBDe は、競争上の歪みや税収喪失の可能性に関する（**China** や日本などの）**Asia** 各国の **VAT System** への懸念を評価・理解します。**GBDe** は、**Asia**（並びに世界中）の各国政府と共同して、各国政府が懸念している問題の検討を進めるとともに、電子商取引を推進・強化するための税制を実現する決意です。

日本に関しては、**GBDe** は、中期の技術的な検討案（**METI** の提案を含む）の検証を **OECD** とともに継続し、出来るだけ早く、既成事実化されている **Moratorium** 超える解決策を見出していきたいと考えます。

OECD

国際的な合意は、電子商取引に関する税制を中立的で、実行可能で、管理が容易なものにするために不可欠です。(日本、**Australia, Canada** などの) **100** カ国を超える **VAT** 実施国が夫々別個の徴税 **System** を導入すると、企業は、対応が著しく複雑になる問題や二重課税や差別的な税制と云う問題にぶつかります。これは、消費者や企業が同じように恩恵を受けることができる **Cross-Border** な電子商取引の推進を阻害する結果になります。

このような結果にならないように、政府と産業界は、間接税の長期的な解決策を実現するために協力していかなければなりません。例えば、**OECD** の **Technology TAG** は、4つの **Model** 案を提案しております。①自己申告、② 税金を発生場所と取引場所で区別すること、③ 域外の業者の登録、④ 第三者としての中間者の活用です。**TAG** は、**B2C** 取引については **Trusted Third Party Clearinghouse System** を組入れることにより税金を発生時に確認する方式を推奨しております。**OECD** は、消費者の所在地を確認することに関して、域外業者を登録することは、深刻な問題を引き起こすと考えております。これらの提言は、産業界や政府の関係者全員による更なる検討を必要とすると思われれます。

OECD の **Working Party 9 on Consumption Taxes** と **OECD** の **Consumption Tax Tag** は、消費地における課税の原則に関するより明確な定義を検討するとともに、伝統的な消費税原則を電子商取引で取引される **Service** に適用することの難しさや登録や徴税 **Process** の難しさを確認する報告書を発表しております。**B2B** 取引については、逆請求や自己申告による徴税 **System** とともに、**Service** の受け取り手の所在地に基づいて課税する方式を支持しております。一方、**B2C** 取引については、**OECD** は、**Service** の受け手が通常居住する場所に基づく徴税方式と簡素化された登録ベースの徴税方式を推奨しておりますが、**Online** の顧客に関する徴税権を確認することの難しさを認識しております。**OECD** の報告書は、**Trusted Third Parties** とか、**Digital** 証明書などのような技術的な徴税の仕組みを取りあえず使うことを推奨しておりますが、現時点では、効果的な技術的手段がないことを確認しております。

GBDe は、双方の報告書の結論を支持します。即ち、消費の場所の確定には、更なる検討が必要であり、特に、複数の拠点をもつ企業や消費者が通常居住する場所を定義するには、更に検討が必要です。**GBDe** は、税務当局がそのような定義の検討や二重課税の可能性を排除するための防止策の検討について互いに連携・協力することを要求します。**GBDe** は、企業が消費者や徴税国を確認するための合理的な措置を講じた場合に

は、責任追及から企業を守るための **Safe Harbor** 条項を採用するように要求します。**GBDe** は、多国籍企業に課せられる義務が、その他の国際機関の原則や目標と整合性のとれたものであるということを保証するため、国際的に協力していくことが必要であると考えます。**GBDe** は、税務 **System** がどんどん変化することにより、企業が事業改革を頻繁に実施することを強制され、このために多大の費用をかけなければならないことや、税制に追従するために技術的な投資を強制されることがないように要請する。以上の点から、居住地の確認などの難しい問題を短期的に解決する手段は、税制を遵守するために必要となる負荷や費用とうまく釣り合っていなければなりません。税制の簡素化は、税法遵守を幅広く実現するために不可欠なものですので、これに更に注力して取組むように **GBDe** は要求します。最後に、**GBDe** は、**Network** 経済の更なる発展を目指して、企業社会が消費税の世界的な標準を確立するため主体的な活動を展開し、重要な役割を果たしてきているとの両報告書の指摘を支持します。

GBDe は、**VAT** の仕組みに基づく二重課税を避けるため、二国間 並びに多国間の条約の締結を検討するように **OECD** に要求します。世界共通の税法標準を実現することが不可能としても、このような条約の検討や共通の認識に基づく **OECD** の見解は、各国バラバラの **VAT** 法制によって引き起こされる多くの問題を解決することになると思われま

世界の直接税

伝統的な取引に課税する直接税（例えば、所得税）に関する税法は、徴税する際に所定の物理的な拠点を必要としました。**Internet** は、企業が遠隔地にある国で事業を展開することを可能にしましたので、税務当局は、**Online** の環境におけるこれらの法規やその適用可能性を再度検証する必要に迫られています。詳細な検証の対象となっているのは、**Permanent Establishment**、**Online** で稼いだ収入をどのように定義するかという問題、移転価格問題などです。

America 地域

Canada

Canada 政府は、電子商取引に関する **OECD** の最近の検討結果を受け入れました。しかし、関連の条約も法規制もまだ変更されていませんので、裁判所がこれらの検討結果

を受け入れるかどうかは、これから見ていかねばなりません。

Canada は、**Computer Software** の源泉税に関する国際標準に近付けるため、**Royalties** 税制に関する **OECD** の **Model Tax Convention on Income and Capital** (2000年4月29日の圧縮版) への遵守を停止しました。**Canada** は、又、条約交渉を通して、源泉徴収が必要とならない国の範囲を拡大しています。しかし、その対象となる国は、少数です。

Canada は、**Canada** 国内で提供される **Service** に関する源泉徴収への要求を年々厳しくしてきました。(最終的な税金ベースというよりも分割払いベースについて厳しくなっています。) **Permanent Establishment** が存在しない場合には、**Canada** は、源泉徴収の要求を厳しく適用しており、行政的な救済はほとんどありません。

米国

国際条約は、合衆国の国内の行政組織を縛ることは出来ません。合衆国の国内の行政組織は、通常、税収不足に悩まされており、従来は関係があまりなかった分野の活動に徴税権を拡大しようとしてきております。その結果はいろいろですが、部分的に成功してきております。

電子商取引の分野に関する新しい懸念は、自宅勤務の従業員に対する二重課税の問題です。特に、**New York** 市は、**New York** 市内の **Office** との関係が顕著である場合には、**New York** 市の徴税権が及ぶ区域の外の自宅で在宅勤務している従業員に課税することに成功してきております。

Asia/Oceania 地域

India

インドの所得税当局は、**MNC's** や **Credit Card** 会社や航空券予約会社 (**CRS**) によって実施される電子的取引を主要な税収収入源にしようとしております。**CRS** 会社が世界中の旅行代理店に航空券を予約させる取引において、旅行代理店は、インドの国外に設置された **CRS** 会社の **Host System** を使用するわけですが、これらの **Host System** は、**CRS** 会社の事業拠点になっているわけではありません。しかし、旅行代理店は、インド国内に設置された **Router** を通して必要な情報に **Access** しております。このため、インドの税務当局は、**CRS** 会社の収入としてインドで発生する予約料に課税することを狙

ってきました。そして、CRS 会社の Router がインド国内に設置されていることからこれが PE (Permanet Establishment) を構成するとの理由で、正当化するのに成功しました。単に Router を設置したことが PE を構成することにはならないとの理由で、税務当局によって採用されたこの見解は、反論を受ける可能性があります。PE の定義によれば、PE を通して Business 活動が実施されていないのであれば、単に機器を設定しただけでは、PE は構成されません。更に、Router は、事業を実施するために使用されていますが、機器の重要な部分となっておらず、Router を通して、実施される活動は、補完的な内容であり、Router が PE を構成することはありません。このため、CRS 会社各社は、長期の法廷闘争を実施する腹を固め、その内の数社は、DTA に基づいて相互契約の手続きを開始しています。

電子商取引の課税に関する不可解な部分を検討して適切な提言を実施するため Central Board of Direct Taxes により委員会が設置されました。委員会は、報告書を 2001 年 9 月に提出し、その報告書が現在検討されております。

OECD

Permanent Establishment

企業は、所得税を納税するためには、当該国の中で最低限の Level の事業活動を実施し、拠点を設けていなければなりません。国際税法の分野では、この最低限の Level の事業活動と事業拠点は、Permanent Establilshment (PE) として知られており、国際条約と国内法で規定されております。PE は、通常、国外の企業によって、所定の最低期間以上使用されている（工場、事務所、作業場などの）事業拠点のことです。しかし、企業が当該国に契約の締結を代行させるための代理人を設置して、それ以外に物理的な拠点が無い場合は、その代理人を PE にすることが出来ます。例えば、ある業者が外国において販売を実施する下請け会社を持っている場合は、その業者は、その国に PE をもつこととなります。事業活動が、その企業の基幹業務の準備や補完的なものである場合には、通常、PE の指定から除外されます。

電子商取引は、PE Rule への基本的な変更を必要としません。既存の税務原則を廃棄することは、Internet に関連する事業活動を税制面で差別的に扱うこととなります。

PE の Rule の解釈は、通常の取引の場合でも極めて複雑です。（即ち、「恒久的な事業拠点」、「準備的な活動や補完的な活動」の定義の解釈などです。）企業が Internet を活用して新しい市場に参入する場合、従来の取引の場合のような大規模な基盤への投

資を必要としないので、**PE Rule** に関する疑問が更に出てくることになります。

OECD の **The Committee on Fiscal Affairs, on recommendation of Working Party 1** は、**Permanent Establishment** に関する **OECD Model Treaty** の **Article 5** の **Comment** 部分の文言を変更しました。**Internet Service Provider** は、その **Hosted Web Site** を通して事業を展開している企業の指定 **Agent** や **PE** にはならないと云う内容の文言を **GBDe** は、支持します。又、**Web Site** を設置しただけでは、これがその **Owner** の **PE** とはならないという結論も歓迎します。しかし、**Server** などの機械や機器を設置している場合、その機器が納税者の事業活動の本質的な部分や基幹部分の事業を実施しているのなら、その **Server** が **PE** を構成する可能性があるという **CFA** の見解は、納得できないだけでなく、前例のないものですので、**GBDe** は、きわめて失望しました。その詳細な内容が未決定ですので、この提言は、産業界や **Business Profits TAG** などからの意見を勘案して、さらに検討していく必要があります。

Server が **PE** を構成する可能性があるとの結論は、もし **Server** が **PE** であると決定された場合に、その **Server** にどれだけの収入を割り当てるのかと云う問題など、更に複雑な問題を **Working Party** に提起しております。**Permanent Establishment** の検討について、**Business Profits TAG** は以下のような検討資料を発表しております。即ち、**Model Treaty Commentary** は、経済の実態を反映するため、**Arm's-Length** の原則の適用を要求していますが、**CFA** は、これを変更することを検討しております。しかし、特定の **PE** にどれだけの **Profit** を、又 どの **Profit** を割り当てるかに関する合意がまだ得られていませんし、**Arm's-Length** の原則の適用については、なお多くの難しい現実的な問題があります。

電子商取引に関する **Permanent Establishment** の定義を検討するに当たり、**OECD Tax Convention Model** の **Article 5** の **Comment** 部分を補足するために、**OECD Committee on Fiscal Affairs (CFA)** が **Working Party 1** の提言を採用することに対し、**GBDe** は重大なる関心と懸念を持っております。その結論によっては、産業界に著しい影響を及ぼすいくつかの問題が提起されます。

Transfer Price 問題について、**GBDe** は、基本原則は、二重課税を排除することであると了解しており、これにより、納税負担を最少化することができます。**GBDe** は、**Business Profits TAG** がこれらの難しい問題を検討する時には、産業界との緊密な連携をとるように要求します。

所得の定義

Computer Program や書籍や音楽やその他の画像（例えば、動画、**Videotapes**、など）を含む、多くの製品を **Digital** 化し、電子的に転送することが可能になってきました。これらの取引は、長年の間、伝統的な手法で実施されてきましたが、これからは、電子的手法 並びに 非電子的手法の両方の手法でどんどん実施されていきます。このため、これらの **Data** の転送に関する税制の改訂は、「電子的な取引」と「非電子的な取引」とに対する扱いが中立であるように調整されなければなりません。

収入の定義を規定する **Rule** は、同様の商品や **Service** については、中立的に決められなければなりません。**GBDe** は、所得の分類を規定する新たな **Rule** は、必要ないと考えております。事実や状況に基づく手法を採用することにより、全ての事業活動が税務上平等に扱われることを確実にし、電子商取引が作り出す所得に対する二重課税の可能性を排除しなければなりません。**OECD** の **Income Characterization TAG** は、電子商取引の範囲を確認し、所得税に関して個々の場合をどのように分類すべきかという問題について同意を得るために作業しておりますので、**GBDe** は、同 **TAG** の分類作業を支持します。

しかし、**GBDe** は、**Digital** 商品を全てひとつの **Category** に押し込めようとする一方的なやり方には、懸念を持っています。というのは、そういうやり方は、税務措置として、**Digital** 化された商品を非中立的に扱うことになる可能性があるからです。**GBDe** は、**Income Characterization TAG** が採用している事実と状況を踏まえた手法がいいと思います。と云うのは、この手法の方が、**Internet** に関連した事業活動を分類するためによりよく考えられた手法であると了解しているからです。**GBDe** は、所得の定義に関する統一的な原則が、二重課税を避けるために不可欠であると了解しています。

Transfer Pricing

Business Profit TAG は、電子商取引を実施している関係会社間で収入をどのように配分すべきかという **Transfer Pricing** 問題について検討作業を継続すると云う内容の報告を出しました。同 **TAG** は、この問題に関する提言を公表しておりませんが、**GBDe** は、その提言は、既存の **OECD** の指針や **Working Party 6** の従来からの活動によって、実質的には、固まっていると了解しております。同 **TAG** は、その検討作業は、優先度問題に関する産業界からの **Feedback** を十分考慮していると云っています。

GBDe は、既存の **Arms-Length** 原則は、**Network** 経済にも適用されるものと了解しておりますが、検討の焦点は、二重課税の排除に向けられなければなりません。また、

効率的な紛争の解決手法と納税負担問題は、引き続き **Transfer Price** に関する最重要問題であると了解しております。

GLOBAL TAX PAYER SERVICE

納税者 **Service** や徴税業務を改善するため、各国政府や政府系機関は、既存の技術を税務管理業務に活用しようとしております。OECD の **Forum on Strategic Management** は、2001年2月に「**Tax Administration Aspects of Electronic Commerce, Responding to the Challenges and Opportunities**」と題した報告書を発表しました。この報告書では、以下の各項目が検討されております。

- ・ 納税者 **Service**
- ・ 税務管理、確認、情報 **Needs**
- ・ 税務管理の一環としての徴税と管理

納税者 **Service** に関する実行計画として、**FSM** は、以下の項目をあげております。

- ・ **Internet** の **Web Site** を開発して、税制、法規制、事例、税収統計、用紙などの情報を提供するとともに **Download** できるようにすること
- ・ 標準的な問合せに対する対話式の電話回答 **System**
- ・ 忙しい納税者のための電子 **Mail** の受付窓口
- ・ 納税者 **Service** に関する電子 **Mail** での問い合わせを受付・回答すること
- ・ 税金の支払や払戻を受けるための口座への直接振り込みの仕組み
- ・ 新しい技術を活用して、還付金の **Data** やその他の情報を受け取る仕組み
- ・ 社会保険や所得税やその他の支払を自動化する仕組み

同様の検討が、各国の税務当局によって実施されております。

GBDe は、納税者 **Service Model** に関する現在の検討作業を支持します。この検討作業は、所得税や消費税問題のに関連する重要な作業です。共通の納税者 **Service** が、世界的に合意された標準に基づいて多面的に検討されるようにするため、明確な実行計画を示すように、**GBDe** は、政府に要求します。**GBDe** は、各国政府や政府機関と協力して、これらの納税者 **Service Model** の検討に取り組み用意があります。又、そのような

納税者 **Service System** を実現するために技術面で貢献することも可能です。

結 論

競争上の歪みの排除、簡索性、中立性、世界中で実行可能、などの原則に沿って、長期的な税制を作り出すために、各国政府が産業界と協力していることを **GBDe** は、要請します。**GBDe** は、税制の検討作業が政府間で幅広く推進されるよう強く提言します。それにより、各国の取り組みがバラバラになる可能性を最少化することが出来ると思われまます。そのような国際的な対話をもつことにより、現在の **Network** 経済を引き続き成長させることが出来、各国政府や業者や消費者が同様に恩恵を受けることができます。

以上



Global Business Dialogue on Electronic Commerce

貿易/WTO

2002年10月29日

議長：
(米州)

Dean R. O' Hare
Chairman & CEO
Chubb

共同議長：
(アジア/オセアニア)

松下電器産業
代表取締役常務
少徳 敬雄

共同議長：
(欧州/アフリカ)

Gina Nieri
Executive Director & Member of the Board
Mediaset

アドボカシー活動

この1年の主要な活動は2001年の東京年次総会で合意に達した原則について関係政府、国際機関等に提言を行うことであった。貿易ワーキンググループでは、他の業界団体を通じまた政府の担当者や通商交渉者に対し提言を行った。

- 貿易促進のための書簡：

2001年秋のWTO新ラウンド交渉におけるサービスと電子商取引に関する閣僚宣言の最終文書を受け、GBDeは執行委員会名で100ヶ国以上の貿易担当大臣宛に書簡を送付した。それは、今日の貿易および経済成長における電子商取引の重要性を喚起し、既存の貿易協定が電子商取引に適用されることの重要性を強調し、電子商取引への新しい差別的な障害を設けないよう政府に要請した。EUの通商交渉の責任者であるパスカル・ラミー委員と米国エヴァンス商務長官はGBDeの電子貿易に対する考え方、提言を好意的に受け止めた。

- ベルリン(2001年11月)およびマニラ(2002年3月)シェルパ会議

ヨーロッパ、アジアおよび米州の政府高官との非公式会合を開催。

- GBDe-欧州専門家レベル会合(2002年5月)

2002年5月下旬には、欧州議会の議員及び欧州委員会の貿易・情報社会総局のメンバーと「専門家レベル」の会合を行い、GBDeとして以下の点につき言及した；
デジタル製品の電子配信について、現行の国際貿易で扱われるモノの分類は、電子的な取引が可能なデジタル製品の非差別的取扱いを保証するには不十分であり不明確である、又このことが、電子コンテンツ・プロバイダーのビジネスに多大な疑念を抱かせている。
例えばソフトウェアの場合、既存の分類は電子上で取引可能なデータが適切で非差別的な取り扱いを受けられるように見直されなければならない。AV製品規制の範囲を非AV製品まで拡大することは大きくデジタル・コンテンツのビジネスを阻害する可能性がある。AVサービス分野の範囲を恣意的に新しいサービスの領域まで広げないよう政府に要求する。

これに対しEU委員会スタッフは、分類問題が政治的課題になっていることを配慮し、GBDeからより多くの提言を期待すると表明するにとどめた。そして、WTOの交渉において参考となるような電子上の取引における障壁を明らかにするよう要請した。

- ワシントンDCシェルパ会議(2002年7月)

電子商取引の貿易に関する同様のプレゼンテーションが、4極政府間貿易会議のためにワシントンDCを訪れていた米国、日本、欧州、カナダの政府高官に対して行われた。

作業計画の実施状況

分類問題

分類問題については、特にソフトウェアのようなデジタル製品の分類の不明確な部分につき、掘り下げて議論することを2002年3月のマニラにおけるシェルパ会議で合意した。そして「分類」は典型的に定めていくべきものであり、政府高官が望んだように個々の具体的デジタル製品につき、個別に分類を定めて行ったのでは体系的な分類の規則を見出すことができないとの理解に達した。電子上の取引において、デジタル製品をモノに分類するか、サービスに分類するかにより、GATTに準拠するかGATSに準拠するか、あるいは各国の関税の割り当てへの影響といった点において、利点もあれば欠点もある。GBDeは、政策の選択により電子上のビジネスがどのような影響を受けるかを見極め、異なるアプローチを取るべきだと考える。特に、特定のソフトウェアをAVサービスとして分類することは、今後新たな障害を生む可能性がある事から注視しておく必要がある。

通商交渉の政治的駆け引きは各国政府当局に委ねるとして、グローバルな電子商取引の促進は大きな力を有する。特に発展途上国の成長を促す大きな潜在力を持っている。GBDeはその潜在力を最大に引き出す為に、昨年の東京総会で明示された原則と提言を引き続き支持していく。即ち、国内の規則が必要な場合、それらの規制は貿易制限的でなく、非差別的で、透明性があり、市場を開放する環境を促進するものでなくてはならないということである。

貿易障壁

いくつかの国の要請により、電子商取引固有の貿易障壁を調査した。その中で、基本電気通信分野における外資系企業の出資規制、海外直接投資上の障壁、および文化的コンテンツの保護規制については、周知の公共政策上の問題であり、通商関係や政府の当局者により適切な場で扱われるとの想定のもと除外した。下記に挙げたカテゴリーは、それ自体が電子商取引そのものの障壁ではなく、むしろサービス・プロバイダーに特定の問題を引き起こす障壁、あるいはもし新しいメディアにまで拡大して適用されれば将来障壁になり得るものである。この調査に使用された情報はGBDeメンバーによって収集された国別調査資料、政府の報告書、そして、米国サービス工業会（US Coalition of Service Industries）等の関連す

る団体から得られた。限定された調査から導き出された一般的特性・傾向はほとんどないが、ここにいくつか現時点における暫定的結論を述べる。

1. 関税評価

電子商取引に対する関税賦課問題に関しては、モラトリアム（暫定的関税不賦課措置）の継続を政府に要請する。関税は貿易の障壁となり、電子商取引の発展を遅らせる潜在的な要因となり、サービス・プロバイダーの利益を圧迫することになる。将来もし関税が導入されるとなると、別の新たな問題として、国ごとに異なる関税の評価手続きに関する問題が起こる（「物の移動の価格」を評価する方法、「媒体の価格」の評価、及び複数の評価手続きの混合など）。各国の手続きに差異があることは差別を生むことになる。全ての国は、デジタル製品の関税評価をデジタル・コンテンツの予想収入やロイヤリティに基づいてではなく、キャリア・メディアの価値に基づいて決定するべきであるというGATT第4条第1項に合致するアプローチを採用するべきである。

2. 広告

インターネット上の広告に適用される独自の規則は無いが、一部の国の広告に関する法律が、インターネット広告主に負担と不安感を起こす可能性がある。特にインターネット上に宣伝を拡大している場合はそうである。例えば、ブラジルは、広告制作への外資の参入を制限し、広告の言語はポルトガル語であることを要求している。この場合、ブラジル人は基準を満たさないインターネット上の広告を見ることが出来ない事になる。他の例では、カナダは外国の印刷及び放送媒体への広告掲載を税務上の措置を利用して制限している。フランスは、メディアがテレビでウェブサイトの広告をすることを制限している。理想的には、調査した国の大半がそうであったように、インターネット上の広告に対する制限が全くない状態が望ましい。

3. 流通

商業拠点設置の義務、出資義務、出資比率規制や外資規制のような流通規制は金融サービス業者のように、インターネットを使用することで低コストと規模の経済性を達成しようとしている分野にとって特定の問題が起こり得る。規制は公共政策上の理由で必要かもしれないが、相互認証と互惠条約によりこれらの障壁を克服することができるだろう。ソフトウェア配信のような分野においては制限は無いようである。理想的には、制限が全てあるいは可能な限り除去されそして相互認証と互惠主義によって運営されるよう要請する。

4. IPR

インターネット上のモノ・サービス貿易における知的財産権については、TRIPS 協定と WIPO 条約の実施と強化を要請する。特定の国の問題として米国は「ビジネス・モデル」の特許を認めている。これがもしインターネットにも適用されると、e-ソリューション・プロバイダーに対しても影響を及ぼす事になる。著作権および特許に関連する分野では、各国間で多くの差異が存在しているが、これ以外に電子商取引の障壁になるような指摘はされていない。

5. AV 製品

インターネット上の AV コンテンツ・プロバイダーは、国の放送法が適用されるか否か、異なった送信形式がある中で、どれを「放送」と考えたらよいか、などに関して確信を持たずにいる。調査された国々の調査結果の中には多数の例が存在しているが、特定のものを取り上げるのではなく、課題に対し明確な対応をした EU 及びカナダの例を上げる。EU の 1998 年の「国境のないテレビ指令」は全ての情報サービスを除外している、つまりオンライン・サービスは放送の規制から除外される。カナダの「ニューメディア」規制は、放送法がインターネット上の例えばテキストサービスや、「個人が独自の内容を作成する」オーディオ・ビデオサービスまでは及ばないと規定している。放送法は一時、ストリーミング・オーディオや AV 信号のような新しメディアにまで領域を拡大したが、インターネット上で送信またはアクセスされた新しいメディア事業をライセンスや他の規制的要件から免除する法令を出して規制を撤廃した。これらの決定から、法と規制の問題に前向きに取り組み、プロバイダーの不安を無くすことで、イノベーションを促進する目的が理解できると共に、インターネット「放送」を規制する事が非現実的であることも理解することができる。

6. VAT（付加価値税）および他の直接・間接税

これは、GBDe ペーパーや提言の他の項目でも扱われている複雑な課題である。VAT の調和は重要なテーマの一つである。一般的な原則として、インターネットによるモノとサービスの配信は、税率の軽減及び共通の徴税の枠組みを作ることが重要である。

7. 基準・ラベリング、免許、認証

一般に、各国はそれぞれ複雑な技術的規制、及び専門的な免許取得のための規制がある。そしてそれは、インターネット、非インターネットに関わらず、プロバイダーの参入を制限する、人工的、恣意的で、差別的な障壁になり得る。理想的には、各国が「国際的に認められた」標準を使用し、それらの作成に参加することにより

法と規制の実施に努める事を望む。さらに、相互認証と互恵主義が障壁を減少させることに役立つであろう。

以上



Global Business Dialogue on Electronic Commerce

有害コンテンツ対策

2002年10月29日

議長： Cobus Stofberg
(欧州/アフリカ) CEO
MIH

共同議長： Nifty
(アジア/オセアニア) 富士通 特命顧問
鳴戸 道郎

共同議長： Steve Case
(米州) Chairman
AOL Time Warner

GBDe は、インターネット上の有害コンテンツ対策に取り組んでいる。本提言書は、インターネット上の仲介者 (**Internet intermediaries**) が、有害コンテンツ対策のための手続きを策定すべきことを提案する。本提言書は、インターネット上の仲介者と、当局に対する詳細な提案を含んでいる。

本提言書において、

- ・ 対象とする有害コンテンツには、一定の幅がある。これらは、インターネット上の仲介者の利用条件上で定義されうるものである。
- ・ **GBDe** メンバ会社が経験してきた慣行をベースとして、有害コンテンツ対策のためのいくつかの手続きを提案する。
- ・ インターネット上の有害コンテンツ対策のために、ある手続きを採用し、履践したインターネット上の仲介者は、当該行為を行ったことを理由として、何らかの責任を負うことがないよう、当局が保証することを提案する。

我々は、インターネット上の仲介者は柔軟な対応を望んでいること、インターネット上の有害情報には様々な形式のものがあることを考えると、単純な、統一された「分野横断的な (**horizontal**)」アプローチは、適切ではないと考えている。

概説

本提言書をまとめる作業の中で、我々のゴールは、インターネット上に違法・有害コンテンツが存在することから生じる、大きな問題に対処することにあつた。我々の提案は、**GBDe** メンバ会社の実務上の経験に裏打ちされた、広範な業種横断的なコンセンサスをベースとしている。また、我々は、国境を越えてサービスを提供する際の障壁というリスクを除去し、インターネット上の消費者信頼を増進させることを通じて、インターネットやインターネット上のサービスの持続的成長を促進させることを目的としている。また本提言書は、我々が「インターネット・ポリシーに関する政府と業界の協力に関するステートメント」¹の中で述べた政策協力についての考え、並びに、業界がインターネットの規律に関与すべきであるという、いくつかの国の期待にも則っている。

本提言書は、関連する他の **GBDe** の成果の上に成り立っている。**GBDe** の最初の成果の一つとして、**GBDe** は、「責任に関する提言書」²をまとめた。この提言書において、**GBDe** は、「堅固な電子商取引環境の基礎を構築するための、法的にコントロールされたコンテンツや行為に対する責任の問題」を解決することが、我々の目的の一つであると結論付けた。知的財産権のオンライン上での侵害の問題は、喫緊の課題であると考えられていたため、**GBDe**

は 2000 年に、IPR 侵害における通知と削除手続きに関する提言書³を、特別にまとめた。このため、知的財産権は、本提言書の対象から除外することにする。また、インターネットが、世界中の人々の生活に積極的な影響を与えることを後押しするために、2001 年の提言書では、サイバー倫理を取り上げた。⁴その提言書の中で、GBDe メンバ会社は、自分達のサービス、素材、提供物が、(言論・表現の自由、芸術・報道の自由を十分尊重しつつも) 児童ポルノ、反ユダヤ主義的、人種差別的、外国人差別的コンテンツといった、非倫理的素材を広めることがないよう、約束した。

有害コンテンツとは

我々は、特定の形式の有害コンテンツに目標を限定していない。確かに、児童ポルノが違法であるとの世界的な合意はできているし、受け入れがたいコンテンツについての国際的な規範は形成されつつある。しかしながら、包括的なリストを作成することは、困難な作業であろう。なぜならば、刑事法の国際的な統一は、僅かしかなされていないからである。刑事法分野以外でも、有害コンテンツを規制する法律は、多様な文化的、社会的、政治的な諸価値を基礎として制定されているのが通常である。ある国で禁止されている表現が、別の国では法的保護を与えられている例だってある。

このため、何が禁止コンテンツに該当するかという定義については、インターネット上の仲介者の判断にお任せすることにする。確かに、自分のサービスにとって受け入れがたいコンテンツが何かを一番わかっているのは、インターネット上の仲介者である。GBDe は、多くの場合、インターネット上の仲介者側の利用条件、その他の約款が、有害コンテンツとは何かを定義し、また、有害コンテンツを除去するためにインターネット上の仲介者側が用いる手続きは何であるかを定義するための、最も適切な法的手段であると考えている。

有害コンテンツの違法性の程度は、様々である。以下に提案するように、インターネット上の仲介者は、児童ポルノから名誉毀損に至るまで、様々な種類のコンテンツに対し、異なった対策を講じることが可能である。

柔軟な手続き

本提言書では、GBDe は、インターネット上の有害コンテンツに対して、特定の単一の手続きを推奨することはない。インターネット上の仲介者が有害コンテンツ対策の為に講じてきた手続きは、コンテンツ毎に様々である。インターネット上の仲介者の経験は、インターネット上の仲介者が所在する国の法律と慣習、および、当該コンテンツへの苦情に対処するためにインターネット上の仲介者が用意している手段に基づいて、得られたものである。従っ

て、単純で、包括的な「分野横断的な通知と削除 (**horizontal notice and takedown**)」手続きなるものは、現実的ではない。インターネット上の有害コンテンツに対処するためには、非公式の、柔軟なアプローチを進めるのが、最も現実的であるというのが、我々の結論である。

本提言書で提案されている協力は、当局が伝統的な裁定権限を有し、インターネット上の仲介者が迅速な非公式の手続きを採ると言う、政府と産業界のそれぞれの役割分担を前提としたものとなっている。このことは、「インターネット・ポリシーに関する政府と業界の協力に関するステートメント」で述べられた提言と一致している。また、インターネット上の仲介者による規律というものは、補完的な性質を持つ。つまり、一つの紛争は、インターネット上の仲介者が、本提言書に述べられた手続きを履践した後に、究極的には、裁判所によって解決されうるものである。

インターネット上の仲介者の責任；準拠法の問題

我々が提案する、非公式の手続きが、インターネット上の有害コンテンツを巡る紛争解決に、最も適していると考えている。この考え方の背後には、当該手続きを履践したことで責任を追及されることはないという、明確な理解がなければならない。もしこのような、責任に対する免責が存在しなければ、インターネット上の仲介者が講じる有害コンテンツ対策は、従来どおりの、裁判所などの当局による正式の命令を受けて初めて対処するに過ぎない、ということになりかねない。このことは、被害者側の負担やコストを増大させ、救済を遅らせることになり、また、当局側の取扱い件数をも増大させかねない。代わりに、我々は、多くの国で有効性が証明されている非公式の手続きを通じて、被害者や、コンテンツプロバイダに対して、迅速かつ効率的な手続きを提供しようと考えている。

セーフハーバー規定を策定し、活用すべきという提言を除き、我々は本提言書の中で、コンテンツに対するインターネット上の仲介者の責任については、何も提案していない。また、準拠法についても何も提案していない。

提言

1. インターネット上の有害コンテンツ対策

1.1 対象範囲

インターネット上の有害コンテンツとは、インターネットの利用者と一般大衆の権利・利益を損ない、それらを侵し、侵害し、それがために、インターネットと電子商取引の成長と発展に対して重大な負担となるような、コンテンツを言う。GBDe は、インターネット上の仲介者と当局が、本提言書に述べられた、一つ又は複数の手続きを採用し、あるいは別の手段を講じることを、提言する。

1.2 定義

本提言書の中では、以下のように用語を定義する。

1.2.1

「インターネット上の有害コンテンツ (**Harmful Internet content**)」とは、インターネット上で入手可能なコンテンツであって、法律に違反し、ある者の権利を毀損し、あるいは不快 (**offensive**) なものを言う。インターネット上の有害コンテンツは、以下のものを含み得る。即ち、児童ポルノその他の形態のわいせつ物；憎悪発言その他の、民族、宗教、国籍を理由とした暴力を誘引するような表現；証券取引法違反などの欺まんの広告；売春、名誉毀損、侮辱を広めるような電子商取引サービス等の、違法な取引行為；不正競争；個人情報保護の漏洩；他人への嫌がらせ；その他の形態の不快なコンテンツ、である。インターネット上の仲介者は、その利用条件などを通じて、インターネット上の有害コンテンツをリストアップし、その削除手続きを定めることができる。

1.2.2

「インターネット上の仲介者 (**Internet intermediary**)」とは、インターネットへのアクセス・サービス（ウェブ上のコンテンツに、会員を直接又は間接に誘導すること）を提供する者を意味する。例えば、インターネット・サービス・プロバイダ (**ISP**)、通信事業者、ウェブサイト・ホスティング・プロバイダ、コンテンツの自動仲介業者や、一時的蓄積業者などを意味する。本提言書は、インターネット上の仲介者が、以下に述べる手続きを履践する能力を有する場合にのみ、当該インターネット上の仲介者に対して適用される。

1.3 その他

本提言書は、以下は対象としない。

(a) 知的財産権侵害。既に、知的財産得権 WG による GBDe 提言書 (Miami, 2000) で提言済

みである。

- (b) コンテンツの責任問題（本提言書 3.3 項で述べる、インターネット上の有害コンテンツ対策手続きを履践した場合の免責を除く）。
- (c) 準拠法。

2. 産業界に対する提言

2.1 対策案

インターネット上の仲介者は、有害コンテンツ対策の為に、何らかの対策を講じることが求められる。インターネット上の仲介者は、次の対策案のうち、一つ又は複数を検討しうる。

- (a) 有害コンテンツ、その他のコンテンツに関し、顧客との間で、事業者側が受け入れ可能な利用条件(**Acceptable Use Policy**)、約款を締結すること
- (b) 有害コンテンツに関し、他の仲介者と共同で **Code of Conduct** を作成すること
- (c) ユーザからの有害コンテンツについての報告を受け付けるホットライン、電子メールによる通報先の設置
- (d) 通報者に対する、当局の相談窓口（電子メールアドレスなど）の紹介
- (e) ホスティングサービスを利用する会員に向けて、子ども向けコンテンツのレイティング・ラベリングを行うことを推奨すること
- (f) 通知と削除手続の策定。例えば、特定の情報の記入を要求するような通知の形式の設定、インターネット上の有害なコンテンツについての通知権限者の定義、コンテンツの発信者への連絡、当該有害コンテンツの削除又は送信停止措置、など。
- (g) 有害コンテンツを特定・フィルタリングするソフト／ツールの、任意ベースでの、利用者への提供
- (h) 有害とされるコンテンツに関し、削除の申出を行う資格を有する信頼性確認団体 (**content complaint body**) を、当局と共同で認定すること
- (i) 顧客・会員教育
- (j) 有害コンテンツの性質に応じ、被害者からの通報や侵害情報を、当局やコンテンツ発信者に転送すること
- (k) 被害者とコンテンツ発信者との間の、非公式な仲介者として、紛争解決にあたること
- (l) 単独又は共同で、有害コンテンツ対策のために講じた手段、講じる予定の手段をウェブ上で公開すること

インターネット上の仲介者は、様々な形態のインターネット上の有害コンテンツや、苦情申立者（消費者、法人顧客、当局など）に対処するために、様々な手段を講じることができる。インターネット上の仲介者は、当該コンテンツの性質に沿って、適宜に対策を講じなくてはならない。但し、当該対策を講じることで、インターネット上の仲介者の「単なる導管」と

してのサービス提供義務（もし、そのような義務が存在すればだが）が免れることとされてはならない。

2.2 技術的手段

インターネット上の仲介者は、ソフトウェア、ハードウェアを問わず、有害コンテンツを特定・フィルタリングするための、広く採用されている標準的な技術的手段を採用すべきであり、またそれを妨げてはならない。但し、採用にあたっては、以下の条件を前提とすべきである。条件とは即ち、当該技術的手段が、コンセンサスをベースとした、業界主導型の手続きにおいて、標準とされていること、インターネット上の仲介者のネットワークやシステムに対して、大きな負担とはならないこと、かつ、公正、合理的、並びに非差別的な条件で誰にでも利用可能であること、である。

2.3 その他の救済手段

以上の非公式の手続きは、司法裁判所等の当局が、有害コンテンツに対して講じるような、法律上の措置に加えてなされる性質のものである。インターネット上の仲介者は、これらの当局の法律に基づいた命令に従うべきである。

3. 当局に対する提言

3.1 非公式手続きへの支援

GBDe としては、インターネット上の有害コンテンツ対策のために、インターネット上の仲介者が、非公式手続きやコード・オブ・コンダクトを策定することを、当局側としてはご支援いただきたいと考えている。

3.1.1

当局側は、これらの非公式手続きでは、全ての形態のインターネット上の有害コンテンツに対応することはできないことをご認識いただきたい。なぜならば、例えば、インターネット上の仲介者は、あらゆる紛争を終局的に解決するのに適してはいないからである。

3.1.2

本提言書に述べた対策以外にも、インターネット上の仲介者は、申立てに応じて、当局にコンタクトして、その指示の元に対策を講じる、というやり方がある。

3.2 他の法原則

インターネット上の仲介者に対して指示を与えたり、協力要請をする場合、当局は、表現の自由や、個人情報保護などの、別の法原則を十分考慮しなくてはならない。

3.3 非公式手続きを履践したが故の責任

当局は、インターネット上の有害コンテンツ対策のための手続きを策定し、履践したインターネット上の仲介者が、それ故に、何らかの法的責任を迫及されないことがないよう、保証しなければならない。信頼性確認団体が設立される場合、インターネット上の仲介者が、その指示に従ったことを理由として責任が生じるようになってはならない。

3.4 インターネット上の有害コンテンツに関する、当局とインターネット上の仲介者との間の協力

当局におかれては、インターネット上の仲介者が講じた対策や、苦情申立者が獲得したその他の救済の内容を紹介するウェブページを作成するなど、本提言書の内容に沿った協力をご検討いただきたい。しかしながら、当局におかれては、ご協力いただく一方で、インターネット上の仲介者の側に不当なコストを課すなどの措置をご勘弁願いたい。

以 上

¹ GBDe Statement on Government and Industry Cooperation in Internet Policy (Miami, 2000). この提言書とGBDeの他の提言書は、www.gbde.orgにて検索可能。

² GBDe Recommendation on Liability (Paris, 1999)

³ GBDe Recommendations of the IPR Working Group (Miami, 2000).

⁴ GBDe Statement of Principles on Cyber Ethics (Tokyo, 2001).